

きましても港運送事業法に直接規定はしてございせんが、港運送登録の際に、港労働者の数あるいは使用状況、そういうものを調査いたしておきます。なおこの労働基準法その他労働三法の運用いかにによりまして、あるいはこれを就業規則その他を登録の際の添付書類にするというふうな方法によりまして、なお労働関係を十分に發展させて行きたいということを考慮いたしたいと考えております。

○山口(文)委員 大体今の答弁でいいと思いますが、なお私は申し上げたいのでありますが、これについては基準法の施行に伴いまして、これを厳重に守ることはある意味から申し上げますと、日本の現在の産業事情にはすぐわない点があるとも言えますけれども、特にこの港運送事業などにおきましては、そういう点もあろうかと存じます。しかしその基本精神まで曲げて改変するわけには参らないと思つて、そこで基準法の実施にあつて、私も各職場を見て参りますと、たとえば就業規則などの公示などについても全然やられていない。労働者が就業規則がしかれていないもの知らない、このような状態にございます。また一方におきましては、労働協約等におきましても、ほとんどが協約の結ばれていないような向きが多いのであります。これは一面から見ますと、きわめて小さな事業団体の濫立による競争がはげしいために、一面事業体から申しますと、そういうものに対するひまがない。反面から申しますと、これはそれの名をかりて基準法その他労働法に關係のある法律の施行を怠る。そしてしてただいたずらに労働条件を悪く

しているという実情にあると思つております。従つてこれらの問題を完全に防止することはできなくても、やはり為政者として、監督者として、ある程度防止する必要があると思つております。特に海上作業などにつきましては、危険の防止等につきましまして、十全の措置を講じなければならぬと思つておられます。従つてこれら問題についてはさらにもう一歩進めて、この法律が施行されます場合の施行規則としてでも、盛り込んで行く意思があるかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○町田説明員 施行規則に入れる方法でございすが、先ほど申し上げましたように、添付書類といたしまして留保条件とするというふうな方法で、施行規則に織り込むというふうな方法を考慮いたします。

○山口(文)委員 その点はその通り実行されるといふことでありまして、それで満足いたしたいと思ひます。次にお伺ひいたしたい点は、第九条の問題であります。今日の港運送事業というのは、多種多様な業者が濫立をいたしました。その濫立から荷役率の採算のとれないにもかかわらず、競争を激化している状態にあるのであります。こういうものを阻止するために設けられるものと思ひますが、この条件だけをもつていたしましては、十全のそういう措置は講ぜられないのではないか。従つてこの具体的対策というものを考えた上で、この九条の規定を置かれているかと思ひますが、その点に対する具体策をお伺ひいたしたいと思ひます。

○岡本委員 登録基準につきましましては、大體政府の考え方をいろいろ検討いたしてみたのでございすが、各港運送の実情に依つて当然異なるが、各わけでありませぬけれども、五大港をとり見ますと、大體一般港運送事業の場合におきましては、船内労働者を六十人程度、はしけにつきましましては二十人から四十人程度の線を大體の基準として考えたい、こういうことの方が好ましい。しかし実体から見ますと、大體適当と考えますので、提案者として承りました。従つて、本案のごとき案をつくつたわけでございます。従ひましてこの基準に合わないところの船主のごときものは登録を受けつけぬ、拒否するというに相なつております。

○山口(文)委員 第九條の第一項と第四項の関連についてひとつお尋ねをしたいのでありますが、この九條によりまして、「港運送の登録を受けた者(以下港運送事業者)というものは、運輸省で定める手続に従ひ港運送とに運賃及び料金を定め、これを実施しようとする日の少くとも三十日前までに、運輸大臣に届け出るとともに営業所において利用者の見易いようにこれを掲示しなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。」というように実はなつております。ところが四項によりまして「運輸大臣は、前項の命令をした場合には、運輸審議会が当該港運送事業者に対し、当該港運送を開催する公聴会において、運賃及び料金が左の各号の基準に適合する旨を述べ十分の機会を与へた後、提出する答申を得て、当該運賃及び料金を

が左の各号の基準に適合するかどうかを審査して運賃及び料金の變更の要否を決定する」、こうなつておるのであります。まだあとあります。その但書に「第一項の規定による実施の予定の日から三十日を経過したときは、この三十日前までに運輸大臣に届け出る、こういうことになつております。その点に対しては、この但書と第一項本文との間における関連においては、ちよつと矛盾はしないかと思ひますが、これの運用のいきさつをひとつお答えいただきたい。

○町田説明員 お答えいたします。ただいまの点は、運賃、料金を決定いたしまして公示するのは、実施予定の三十日前でございまして、その間に異議の申立てがございました場合には、延期命令を出しまして、ここに書いてありますような手続を経て、變更をするなり、あるいはしないの決定をいたすわけでございまして、その延期命令が出ました場合には、三十日たつ前でありましても、三十日たちましても、当然実施は延期されるわけでございまして、但しそれが予定の日から三十日たちましたならば、決定いたさなくても実施されるわけでございまして、それを今回は三十日を六十日と變更いたしましたのでございまして、こういう事情で別に矛盾はないと存じます。

○有田(喜)委員 今回提案されておる外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する政府提案に對しまして、われわれはあきたらないものがたくさんございまして、昨日自由党兩派並びに改進黨三党間における申合せ協議決定事項に基きまして、これに對する修正案を提出したのは御承知の通りであります。つきましては、修正案提案の理由に申し述べたおきましたように、法律で決定すべきことは法律上修正したのであります。三党間の協議決定事項には、法律でなく行政措置でやるべき腹があるのであります。その点について若干問いただしておきたいのであります。

○關内委員長 本案に對する質疑を一時中止いたしました。次に外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案及び本案に對する修正案を一括議題とし、質疑に入ります。通告があります。有田喜一君。

○愛知政府委員 ただいま有田さんからお話の、先般の予算修正の基礎になりました外航船舶の利子補給の問題につきましましては、予算修正の基礎になりましたときの申合せで政府に御連絡をいただき、政府の方で積算いたしました基礎になつたのが、御承知の通り貨物船についてはいわゆる第六次船以降、

をとりやすくなる。開発銀行当局あるいは日本銀行行政委員会に對しまして、話がしやすくなる。ごつくばらんに申しますと、そういう希望を持っておきますことをあわせて申し上げておきます。

○有田(喜)委員 実はわれ／＼もそのことを考えておるのであります。法律事項にしようと思つたが、これは立法技術上の関係もあり、必ずしも法律事項でなくともよろしい。これは行政上の措置として、従つて閣会の意思をほかの方法で表現いたしました。政府に責任を持つていただくようにいたします。愛知政務次官の今のお言葉は、われ／＼もまづたく賛成であります。

次にこれと関連いたしました、運輸大臣並びに通産当局にお伺いしたいと思つて。ただいま申しました三党申合せの製鉄業者に対する日本開発銀行及び日銀の別口外貨貸し金利を、それぞれ引下げることによりまして、製鉄業者をして造船用鋼材価格を約一百万円引下げることによりまして、お伺いしたいと思つておるのであります。このことについていかなる具体的措置を講ぜんとされつつあるか。この方途なり、今やつていらつしやる実情、並びにわれ／＼の申合せ事項に對する政府の決意のほどをお伺いしたいのであります。

○齋藤説明員 お答えいたします。今度の金利の引下げの範圍であります。これは製鉄業者のうちで、造船用の規格鋼材を供給しております六社に對する分だけにつきまして、引下げるといふふうには聞いております。そういういたしますと、それが本年度の当初、すなわち本年三月末のこの六社

の、開発銀行並びに日銀別口外貨貸付の残高から計算いたしました金額は、合計約十億七千万円程度になる見込みでございます。この金額はそのまま造船用の鋼材値下げに貸し出すということにつきましては、この六社いづれもまづたく異論はございません。すでに打合せをいたしましたので、これら六社これをそのまま何らかの政府のきめるような方法で、造船用鋼材の価格引下げに使用するということにつきまして、異論がないと申しております。なお製鉄業者といつたしましては、造船用鋼材の値段を幾らかでも引下げざるべからず、従来から努力しておつたわけでございまして、その努力は依然として継続いたしました。この金利引下げによる分以外にも、なおできる限り努力をして引下げたいという意向を持つておることを、私から御報告する次第であります。但しその金額が一百万円になりすかどうか、これは必ずしもこのまゝ計算をいたさなければわからないのであります。現在では、はたしてちよつと一百万円になりますかどうか、まだそのままでの計算はいたしておりませんので、お答えできない次第でございます。

○有田(喜)委員 今通産省の方から御答弁がございましたが、われ／＼は造船用鋼材の価格をトン当り約一百万円引下げるところに目的を置いておるのであります。その方途として、今の金利の措置を講じようというのであります。それで十分でなければ、また他の方法を講ずる必要があると思つておる。何と申しましても、これは運輸大臣がいかにか決意をもつて当るかということにかかつておると思つておるのであります。とにかく

今日造船船格を安くするということは、焦眉の急務であります。しかもこの鉄鋼価格を安くするということは、非常に大事なことでありますので、運輸大臣がこれに對していかなる決意を持つておるか、その点をお伺いしたいのであります。

○石井國務大臣 この鋼材の価格引下げという問題が、造船の問題については一番重要な問題であることはよくわかります。この特殊規格鋼材の値下げの確にこの金利負担軽減分をリンクさせしめるためには、たとえば金利負担軽減相当額をプールいたしまして、これを鋼材使用量に応じて按分して行くなど、適当な調整方法について、製鉄業者と造船業者と相互に話し合ひをさせまして、自主的にやらせたい。私どももこれを助長して行くつもりであります。その方法によりまして、まづ鋼材値下げと今度の金利負担軽減とがうまくリンクして行くだろうと思つておる。

○有田(喜)委員 大体政府の考え方は承りました。今度の金利の引下げは、トン当り約一百万円の引下げは、困難な場合があるかもしれません。そのときにはまたわれわれが乗り出して云々せぬでも、主管大臣であるところの運輸大臣がしっかりと構えられて、適切な方途を講じてもらう必要があると思つておる。私はこの金利引下げだけで一百万円安くなればそれで十分でございますが、そうでない場合でも、運輸大臣は何と申してトン当り一百万円程度のものは安くする、という決意を聞きたいのであります。その点もう一度はつきりお答えを願いたいと思つておる。

○有田(喜)委員 鋼材の価格引下げで、造船の値段が相当下るといふことは当然考えられるのであります。なお造船業者と船主との話し合ひによりまして、船の設備とか機装の簡素化をできるだけはかるということが、一つの大きな問題として考えられて来る問題でございます。それからまた造船業者に言わせると、自分たちも苦しいので、企業の合理化をはかつて経費の節約をしておると申しておりますが、さらにこれだけの政府の力が加えられますれば、自分たちとしては経営の合理化に努力いたしました。船格が下るようになりたいと言つておる。政府としてもそういうふうな指導して行きたいと思つておる。こういうことによりまして造船の値段が下り、世界の競争にも耐え得るよう持つて行きたいと思つておる。そのためにも努力するつもりであります。

○有田(喜)委員 私の質問と多少違つた答弁でありましたけれども、とにかく私たちは造船用鋼材をトン当り約一百万円は安くするようの方途を講じていただきたい。それと同時に、今運輸大臣が言われましたように、造船事業の合理化をはかり、また造船業者の企業努力によつて、現在の船格を一割ないし二割ぐらひ下げて、大いに外国に日本の造船を輸出するといふようなところまで持つて行かなくてはならぬと思つておる。主管大臣として造船輸出が行くように御努力をお願いしたいと思つておる。

最後に運輸大臣にお伺いしたいのであります。今回の金利引下げによるこの措置並びに造船用鋼材の価格の引下げの措置、これらは何と申しましても海運業者並びに造船業者に對して、相当手厚い国家的恩恵であると思つておる。もちろん補助金の停止とかあるいは返還といふ道も講じられております。海運業者なり造船業者の自業並びに企業努力が、私はきわめて大事だと思つておる。これらに對して主管大臣たる運輸大臣は、いかなる指導監督をなさんとおるか、大臣の抱負を承りたいのであります。

○石井國務大臣 これだけの金利引下げやら利子補給があります。これに對して、今度の法律の上にも一部現われておるのであります。經理の監査をする、また必要に応じて業務の方途について報告をするといふようなことによりまして、運輸省はこれだけの利子補給、金利引下げによる援助の効果を如実に現わされるように、海運業者等を指導して行きたいと思つておる。またこの法律の行き方以外におきまして、行政措置といつたしまして、私どもは日本の海運がこれによつてほんとうに世界の競争のレベルまで一応下げて闘わせようという案でありますので、これだけの政策をとられる以上は、業者としてはこれであらうと働いて、自分たちの中にも今までもより強い意味において、自業あるいは自主的にいろいろ直すといふこともやつて、これによつて日本の海運界が立つて立ち直るよう指導して行きたいと思つておる。

○有田(喜)委員 われ／＼三党が協議決定いたしましたこの修正案の趣旨は、言うまでもなくわが日本の海運を大いに振興して、あわせて造船業を促進せしめ、そして國際収支の改善はもとより、貿易の振興に資し、日本経

しても海運業者並びに造船業者に對して、相当手厚い国家的恩恵であると思つておる。もちろん補助金の停止とかあるいは返還といふ道も講じられております。海運業者なり造船業者の自業並びに企業努力が、私はきわめて大事だと思つておる。これらに對して主管大臣たる運輸大臣は、いかなる指導監督をなさんとおるか、大臣の抱負を承りたいのであります。

済の自立を達成する、こういう大きな抱負を待って、かような修正を加えんとしたのであります。大臣も今後大いに、従来にまさる海運業並びに造船業の重要性を認識されまして、大いにわれわれの期待に沿うように、ひいては国民の負託にこたえられるように、まず御自愛されんことを切望いたします。私の質問を終ります。

○南條委員 閣下は、今愛知次官に伺おうと思つたのですが、大きな問題ですから、大臣に御答弁願いたいと思つた。今度のこの改正案によりますと、政府は昭和二十八年度の補償金として五十八億八千万円計上しておるわけですが、先ほどから話し合つておるうちに、第七次船のタンカーあるいは買船等についての補償が増額になるような申合せもあるのですが、政府は五十八億八千万円のわく内で操作をするつもりか、この買船については別に予算を補正して圧縮をする御予定なんですか。

○岡田(修)政府委員 五十九億七千万円というのは損失補償の場合の、何と申しますか、補償金の限度でございまして、これは今度の利子補給とは関係がないのであります。それは前に政府が提案しておりましたものに対しては、最初は貨物船だけに対しては損失補償をする。ところが最近の状況から行きますと、油槽船をつくる場合にも、市中銀行が融資した額に対して、三割を限度として損失補償をするという、貨物船と同様の措置をする必要があらぬ。従いまして前回は四十八億だと思つて、今回はそれを五十九億に増額いたしました。これは政府の方から提案しております。従いまして、先ほ

どの第七次後期の油槽船をこれに追加いたしました。これは関係がないのであります。それからこの損失補償の増額は、これからつくるべき油槽船並びに貨物船に対するものでございまして、それからもう一つの開業銀行に対する利子補給金の総額が八十五億、これには関係するものであります。この面は先ほど愛知政務次官から答弁がございましたように、予算は八次まで行つた。油槽船は八次まで行つておる。もし予算修正の必要が起つて来ればそのときに考える。しかしもしこの中であればその限度においてはやる、こういう、先ほど愛知政務次官が御答弁があつた通りに御解釈を願いたいと思つた。

○南條委員 そうすると第七次船の、油槽船あるいは買船等についての補償の金額は、どのくらいだということがわかりませんか。

○岡田(修)政府委員 損失補償の点はこれからつくる船でございまして、七次後期の方はすでにつくつたと思つて、それから買船につきましても、利子補給というものは必要ないのでございまして、先ほど説明がありましたように、開業銀行並びに日本銀行別口の外貨貸しの金利を引下げるといふ措置だけで、予算上は必要ないのでございませぬ。

○南條委員 それに対しては政府は補償しないのですか。

○岡田(修)政府委員 それには補償いたしません。

○松原委員 この外航船舶の利子補給法は、ひとり運輸省に關係するだけではないに、言うまでもなく通商省、大蔵省、経済審議庁等にも相当關係する重大問題でありますから、われわれが質問をなす場合におきまして、それが各省に關連する一つの問題となつて現われることもあり得ます。すなわち一つの質疑に對して、各省から答弁を得なければならぬような場合も生ずるわけでありまして、従いましてわれわれが質問をいたしますには、どうしてもそれらの關係各省から、ある場合には大臣、ある場合には事務次官及び事務官、ある場合には事務官の御出席の必要が生ずることは当然であります。従いましてこれらの關係大臣及び事務官が御出席なさるようになり、委員長の方で適切なおとりおとりはからいをお願いしたいと思つた。

○關内委員長 今の松原君の御発言のことですが、大蔵省からは銀行局の総務課長並びに主計局の主計官、通商省からも三名見えられております。以上お知らせ申し上げます。

○日井委員 ちよつと関連して……船高の二つの原因に、ただいま有田君から申されたように、鋼材の値段の引上げの問題について一つの方法として金利の低減ということ、一応トロンというものを目標にして、ある程度はありますが、鋼材の引下げについては会社が合理化をして引下げの努力をすることがもとより必要でありませぬ。もう一つ船舶用の鋼材の検査料を払う。これは何でも一百万くらいかかつておるといふように承知しておりますが、一方におきましては、大分高というふうなことも聞いております。もしそういう事実があるならば、ある程度引下げるといふことも一つの方法だと思つた。その間の事情につきましても、事実はどうなつておるか、一応お伺いしたいと思つた。

○今井説明員 今お話がありました検査料一百万円ということでございますが、それは検査料ではなくて、鋼材のコストにかかつておる規格料ではないかと思つた。もし規格料であるかと思つたならば、その内容を簡単に御説明いたしますと、現在鋼材につきましまして、鋼材の建値は造船用の厚板につきまして、標準価格は四万七千円と七千円の造船用特殊規格鋼材の価格の中には、造船用の特殊規格鋼材は他の無規格の鋼材と違ひまして、いろいろな成分の關係の規定を要求されまして、特に國際的に嚴重な規格が要求されておるわけでありまして、従いまして日本の製鉄メーカーといつたしましては、設備、材料あるいは技術というふうな問題もございまして、イギリス等に比較いたしますと、エキストラ寸法の規格料、あるいはその品質の割増の材料、あるいは最近御承知のように造船の工作法が従来の銲接方法から溶接にかわりました關係上、鋼材の材質が特におきまして、ギルド鋼、セミ・ギルド鋼という特殊な鋼材を使うことを要求されております。そこで先ほどから申し上げました寸法並びに品質、それから新たに加えられますギルド鋼、セミ・ギルド鋼、こういうふうなものについての割増料を合計いたしますと、その四万七千円の厚板の標準価格の中には、大体においてそういうふうな割増が一百万程度入つておる、こういうふうな私どもは考へております。

○日井委員 その規格料というのは、私よく知らないのですが、それはやはり政府が規格の検査をしてあれするの

ですか。そうではなくして、實際のコストとして、試験料とか検査料でもコストには違ひないでしょうか、業者の内輪で、その規格等を審査する場合に必要なんでありませぬか。その点かちよつと……

○今井説明員 お答えいたします。今の規格料はコストとして入つておるわけでありまして、それはこまかい鋼材の生産コストの分析におきまして、いわゆる歩どまりの面で現われて来るのであります。その一部品質、寸法の規格等につきましては、かつて物価が安定した当時、規格料そのものを明定したこともございまして、現在は一トンの鋼材をつくるに、造船用規格材をつくる場合に、通常のギルド鋼の場合には歩どまりが大体どのくらいになるか。普通の無規格のギルド鋼の場合にはどのくらいになるのか。あるいは最近のギルド鋼、セミ・ギルド鋼の一トンの生産の場合には、歩どまりがどのくらいになるのかというふうな歩どまりの面から、コストの計算に現われて来ております。

○關内委員長 松原君之次君。

○松原委員 先ほど議事の進行について申し上げましたように、本件は非常に重大な問題でございまして、さらにたえば、これは補給金制度の一つの型として、産業政策の基本に觸れる問題であります。従いましてこれはもとより経管長官あるいは通産大臣等から、その御意見を承る必要があると思つたのであります。またこの金融問題といつたしまして、金利政策あるいは予算全体としての編成方針等に対する御意見を承らなければならぬというふうな問題がありますから、従いましてこれ

は大蔵大臣でなければ、おそらくお答
えが困難であろうかと思ひます。従
いましてそれらの点に対する質疑は、そ
れらの關係大臣が御出席になつたとき
に保留いたしまして、その他の点に関
してこれから質疑を行おうと思ひます
のであります。

そこです。大蔵省の当局に承りたい
のであります。開発銀行の資金
を、修正案によれば三分五厘、市中銀
行のものを五分にまで利子負担を引下
げるための補給金を与えることになつ
ておりますが、市中銀行にいたしま
しては、手取りたしか一割一分何厘か
になると思ひます。開発銀行に五
分が七分五厘になると思ひます。そ
れははたしてそうであるか、そうし
てまたそれに対するその資金コストが
一体どれくらいになつておるのであ
るか、この点を承りたいのであります。

○大月説明員 お答え申し上げます。
まず開発銀行の件について申し上げま
すが、現在開発銀行の船舶に対する融
資の利率は年七分五厘となつておりま
す。今般の措置によりまして開発銀行
が収受いたします利子は、三分五厘に
なります。三分五厘と五分との差額
は、国から補給金として開発銀行が収
受することになりましたので、結論に
おきまして、開発銀行自体の収支から
申しますれば、現在七分五厘の収益が
あるのが実質五分になる、こういう計
算になるわけでありまして、これに関し
まして、開発銀行の資金コストがどの
くらいになつておるかということであ
りますが、御存じのように、現在開発
銀行はもとの見返り資金の資金を引継
いでいることと、それから復興金融公
庫の資金を引継いでいる分と、それか

ら新たに政府といたしまして借入れを
やつております。これらの資金をもつ
て構成されております。一部は融資を
いたした金の回収金が含まれてお
るわけでありまして、それらを総合い
たしまして、見返りその他から入りま
した政府の出資の面につきましては、
これは根本的には資金のコストから申
しますとゼロになつておるわけであ
ります。それから資金運用部あるいは産
業投資特別会計から入ります金は、現
在六分五厘で借り入れることになつて
おるわけでございます。それでただそ
のほかには人件費、物件費等の経費もか
かるわけでございます。現在の開発
銀行の法律によりますれば、借入金
は資本金と同額まで、こういうふうな計
算になつておりますので、かりに出資
を、資金コストをゼロにいたしましたし
て、同額の金を借り入れる、六分五厘
の金を借り入れるといたしますと、ち
ようどコストとしては半分、そういう
計算が出来るかと存するわけでありま
す。ただそれは人件費、物件費が含まれて
おらないことと、それから本来日本開
発銀行は政府機関ではございまして、
独立の採算をもちまして、銀行の形態
をとつております。従つてこれは今政
府に対して納付金をいたしておるので
あります。この納付金を年幾らに見
るかということによつて、そこにある
程度マージンがある。現在人件費、物
件費を合せまして、大体一分見当を考
えております。そういういたしますと、先
ほどの三分二厘五毛に一分を加えま
す。四分二厘五毛という数字でござい
ますが、これに国に納付金をするとい
うことまで考えますと、大体において

五分見当の資金であるというように御
了解願つてつてどうかと思ひます。そ
れから市中銀行の關係でございませ
んが、現在一般に船に対して出てお
りまします金利は、日本興業銀行を中
心として、長期信用銀行、一般の市中
銀行等から出ておるわけでありませ
ん。長期の金でありますので、大体にお
いて三厘一厘出ておるわけでありま
す。一割一分見当になるわけござい
ます。従来政府から出しておりました
のにおきましては、これを実質運輸業
者の金利負担が七分五厘になるよう
にしようとして、大体三分五厘程度の利
子補給を考へておつたわけでありま
す。今般の修正案によりますれば、海
運業者の金利の負担が実質五分にな
るようになります。こういうことござ
いますので、一割一分と五分との差の六
分程度の補給金になる、こういうよう
に御了解願ひたいと思ひます。

な市中銀行の資金のコストでござ
いまして、これは銀行に大別をいたし
まして二種類ございまして、興業銀
行、日本長期信用銀行というように債
券をもつて資金を調達しております長
期信用銀行、これは御存じのように金
融債のコストが現在表面の利回り八
分五厘、これに発行者のいろ／＼な経
費等を加えますと、九分見当になつて
おるわけでありまして、それから一般
の市中銀行は預金をもつて金を集めてお
りますので、資金コストは比較的安い
わけでありまして、これが人件費、物
件費その他を加えますと、二十七年
度の下期、つまり三月末の決算の集計を
いたしましたところでは、資金コスト
は、税金、人件費、物件費、預金コス
ト、一切合せまして七分三厘見当にな

つております。
○松原委員 今般の法案の中には、損
失補償と利子補給と二つの項目がある
のであります。そのうち利子補給
の方は、これは確定金額が計上できま
するから、予算に計上することがもち
ろん可能であります。損失補償を
予算に計上する場合には、どうい
うな根拠によつて計上されるのか、そ
の点を承りたいのであります。

○廣瀬説明員 損失補償の方は、今般
の建前といたしましては、予算総則に
金額はあけるわけでございますが、予
算総則でなくとも、法律の附則でもけ
っこうであります。今般のようか
うで法律の附則に八十五億あけてお
れば、これで形式上整つたことにな
るわけでありまして、

○松原委員 この法案にありますが關係
の損害補償額というものは、今年の予
算には關係ないと私は考へておるので
あります。將來この損失補償を必要と
する予想が起りました節に、どうい
う根拠に從つてどういふふうな金額を計
上せられるかということが承りたい
のであります。

○岡田(修)府府委員 この損失補償の
方は政府提案でございまして、私か
らお答え申し上げます。この附則に書
いてあります五十九億七千万円と申し
ますのは、これは本年度に三十万ト
ンの船舶を建造いたしました。その船舶
のうち貨物船については、財政資金が七
割でございます。従つて市中資金から
三割、それからタンカーにつきまして
は、この法案を出しますときの考へ
は、財政資金を二割、従つて市中から
八割、大体タンカーについては一億ト
ン当り幾らという金額が予定がござ

ます。従つて市中銀行から大体どのく
らい借りるか、あるいは貨物船につ
いても同様の予定の価格がございませ
ん。市中から三割借りるとすればその
総額が幾らになるか、結局三十万ト
ンつくります場合に、この法案により
ますと、市中銀行から借りる金の三割を
限度として政府が補償するといふので
すから、その三割をかけたものが五十
九億、従つて政府が損失補償契約を結
ぶ場合の最高限度の金をここで押え
た、その損失が出たときの実際の金を
その年度の予算に組む、こういうこと
になるのであります。従つてこの五十
九億といふのは、政府が損失補償
契約をする最高限をこできめたわけ
でございます。本年度の予算とは何
ら關係はございません。

○松原委員 その点は実は承して
おるのであります。予算でありませ
ん、おそらく將來損失の生ずべきこと
を予想して計上されるだろうと思
ひます。それが、それとも現実に損失が
出た翌年度において、それを計上され
るといふ順序になるのであるかどう
か、その点を承りたいのであります。

○岡田(修)府府委員 その損失が現
実に起きました場合には、場合によつ
ては予備金で出すこともございませ
ん、あるいは場合によつては翌年度の
予算に組んで支払う、こういうこと
もあるわけでありまして、その損失の起きたとき
の状況によつて、現実に政府が支払
うべき額を予算に計上し、あるいは予
備金等で支払う、こういうことにな
るのであります。

○松原委員 次に第三条に入箇年とあ
りますが、この八箇年の根拠はど
うか、また第五条には十箇年という年限

が、また第五条には十箇年という年限

があるが、それとなぜ一致させなかつたか、その根拠について承りたいのであります。

○岡田(修)政府委員 これは現実の市中銀行の造船に対する融資の契約が、興銀あたりで五箇年の融資をするわけです。その場合に一番長い年度を考へますと、その年度が八箇年度にわたります。大体金を貸すのは、最初の契約のときからで、その期限は竣工後五箇年貸すわけです。従いまして、契約のときから竣工して最後の五箇年に達するのに、年度から言いますと、八箇年度にわたる。こういうことでございませぬ。

それから第五條の十箇年半年賦均等償還は、提案者の方から御説明があるかと思ひますけれども、私どもの了解しているところでは、単にこれは計算上の便宜のためにこういうものを設けたものと思ひます。こういうふうな市況ですと、御承知の通り船会社は、償還はもちろんだこと、金利も満身に払えない。従いまして最初に借りた金がずつとそのまま残るわけでありませぬ。ところがその残高に対していつも利子補給をすると、返済力があつても返さないものがある。それに対して利子補給をすることになると非常にまづいというので、かりに返済力があつても返さない、あるいは返済力がなくとも、とにかく毎年一割ずつ減らして行つた額に利子補給をする。それがら実際に三割も四割も返したものは、少い方の融資残高に利子補給をするわけですが、返せないものでも、一割ずつ減らしたものに利子補給をする、こういう意味の規定であると考へております。

○松原委員 海運局長の御説明によりますと、現在の状態においては、日本の海運会社は、その利子を支払へるところか、それ以上の赤字を出しておるような状態であると承つたのであります。が、そういうふうな名目上利子補給の基準が、元本の基準額をだん／＼減らすというふうなことをやつて行くとするならば、結局はやはりしないのと五十歩百歩というふうな結果を来すおそれがあるのではないかと。この点はどういうふうな考へられておるか、これは修正提案の方でなくとも、政府の原案にも、率こそ遅え、入つておるだろうと思ふのですが、ひとつ当局からお伺ひしたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 政府としましては、海運業者の国際競争力を強めましますと同時に、今後においても毎年十萬トンの外航船舶を補充して行きたい、そういう場合に、既往の借入金に対して金利もほとんど支払えないといふふうな状況では、今後申中から金を借りるといふことは絶対不可能になります。従いまして元金は一応契約ができるまで、そのまま置き置けるもの、はやむを得ないとして、せめて利息だけでも海運業者をして払わせるようにいたしませんと、今後の船腹補充は絶対不可能になつて来る。そこに大きな問題が起つて来るわけです。私どもとしても、ここに提案になつておりますような趣旨の案を、海運政策上せよとも期したいと考へております。

○松原委員 この際について承つておきますが、これは大臣からお願ひしたいのであります。私が今逆に心配したように、修正案をもつてしても、そういう状態も考へられないことはないの

であります。しかるにもかかわらず、政府は何がゆえにこの修正案よりはるかに以下の原案をお出しになつたかという点について、お考へを承りたいのであります。

○石井國務大臣 この原案を作成いたしましたところは、昨年の暮れごろでございます。だん／＼に海運界の様子がおもしろくない状況になりまして、政府はまず利子補給をする。同時に損失補償もしなければならぬまいということでありましたが、もう少し様子を見るべきだといふふうなことで、昨年の秋は利子補給だけで終り、そして今度のように損失補償の問題を入れておつたわけでありませぬ。同時に利子補給の問題がこれだけいかにいふことを、盛んに研究しておつたのであります。どうもこれでは無理だ、これではただほんの何がかの足しになるようなことでは、ほんとうに海運界を立て直す力はないものだといふふうな心持がいたしておつたのであります。しかし御承知のように解散等がありまして、前と同じような筋を出すことになりましたので、私どもはとりあえずこれを出しましたが、同時に行政措置等でできるものはそれである。一方法律上の問題で改正を要するものは、そのうちにどんな形かをやつていただくようなものを出したいと思つておるうちに、修正案を提案せられるような問題が起つたのであります。それを拝見いたしまして、海運発展のために皆さん方がそこまでやつてくださるという趣旨が、おまじは、私どもの思つておる線に沿ひ、またそれを受入れて日本海運の大きな発展の道が開かれて来るという意味におきまして、賛成をいたしておる

のであります。そういうわけで私どもは受入れたわけでありませぬ。

○松原委員 運輸大臣の御答弁は、さもあるうと思ひますけれども、しかしながら一旦国会へお出しになつたところの原案については、その他の施策とともに、必ずや自信を待つてお出しになつたはずであると私は考へるのであります。もしそうでなくして提案をされたとすれば、これは突に奇々怪々のことであつて、国会を愚弄したことになると思ひます。従いまして原案はそれだけの自信をもつてやられたに違ひない。国会がこれをよい方に修正してくれたいからとにけつこうだといふごあいさつもさることながら、それでは原案を出された信念はどういうことになるのか。私どもは実は海運の重要性にかんがみまして、国際競争力をつけるというのことに對しては反対しておるものではないのであります。その立場は明らかにしておきます。しかしながらその方法等において、たとえば通産大臣に特に承りたいと思つておることをよくと申し上げれば、一体産業政策としてそれでバランスがとれておるかどうか。えてして片手落ちのことをやると、アンバランスになつて、経済界全体がうまく行かないといふような結果を来しやしません。その他いろいろの弊害を生ずるのであります。従つてそれらの弊害を除去するために、全体をならみ合せつ、その一環としてこの施策をなさるべきである。かようにわれわれは考へる意味において、いろいろの点から御質問を申し上げておるのであります。それで運輸省として、そういう自信のない案を国会に出されて、国会から修正を受けて、ま

とにけつこうでございませぬと申すので、能事終りりとされるのであるかどうか承りたいのであります。

○石井國務大臣 この問題で私どもが国会に自信のないものを出して、修正案を喜んでお受けした。——結果から見ますとそういうふうな思ひませぬが、私どもはさつきから申しますように、海運界の情勢がだん／＼苦しい状態になつて参りますので、一事業としての問題でなく、日本の大きな立場からいまして、これが海運策としていいかどうかといふ問題になります。何とかしなればならぬといふ問題は当然考へておつたわけでありませぬ。総理大臣が施政方針の演説に海運の問題を特に取上げたのも、その意味であつたのであります。しかし金利の問題、利子補給の問題等につきましては、今お話のようにいろいろな方面の關係もあつて、今度すぐにこれが突實際上に織り込めるかどうか。私どももして法案提出をいたします場合に、私どもがそういう心持で海運界が悪くなつて、もう少し何とかしなければならぬといふ心持を持つておるならば、それを織り込んで出すべきであつたといふことをお尋ねになつておると思ひますが、私どもそういう心持を持つていろいろ研究をいたしておりますが、いろいろ各省の關係もあつて、なかなか話が進まないものであります。だん／＼時がたちますので、私どもとしては一応この法案を提出いたしました。その審議の途中におきまして、私どもの方で直すことができないよ

うな話があれば、あらためてお願ひをするという心持でおつたわけでございます。

さらに別の面からいたしまして、政策的に考えられておりますと云えば貿易手形、こういうようなものにつきましては現在最高が一銭九厘というふうな数字になつておるわけでありまして、これは六分九厘くらいになるかと思うのであります。商業銀行でございますので、そういうような短期の低利の金が全体の大体八割から八割五分くらいを占めておるわけでございます。先ほどの船の問題は長期の金でございますので、長期の金利として一割一分をとおるわけでございます。全体の平均といたしましては、必ずしもそれほど大きい利調があるわけではございません。それから銀行に対する考え方もいたしましては、現在配当につきましても最高一割二分五厘ということになつております。これは行政指導をやつておるわけでございます。これも地方銀行についてでございます。たとえば富士銀行でございますか、そういうようなものにつきましては現在は一割の配当しかいたしておらないわけでございます。そういうふうに配当につきましても相違をいたしておりまして、それから一般の経費につきましても、収入に対しまして七八%以内においてまかなうようにという行政指導もいたしております。そして種々の経理的な指導もいたしております。これらはいずれも多数の預金者を持つている金融機関でございますので、金融機関の資産の内容が悪化するということを一歩心配しておるわけでございます。従つてある程度の利調が出ました分は、大体においてそれを内部留保に向けて、実際に株主に配当するものその他については十分の規制を要する

たしておる、こういうような考え方になつておるわけでありまして、それから長期信用銀行につきましては、資金のコストは金融債によるわけでございまして、そう大きな利幅を持つておるというところはございません。
○松原委員 とういいたしますと、一割の金利を市中銀行にとらせるといふことは、平均してはもつと少いが、この造船金融に対するものは相当高くとらせるように補給金を与えるということに相なりませう。従つてせつかく国家が金利を補助して、この造船ないし海運を助成しようとするその方策に対して、この金融を通じて銀行が平均よりもはるかに高い金利でもつて、その経営を保護されるというふうなことがうになるというところは、いかがかと思つておりますが、その間の矛盾についてどう考えられますか。
○大月説明員 先ほどは短期の金利と長期の金利について申し上げたわけでございますが、長期の金利の中においてお話し上げますと、現在長期の金利は大体三銭一厘見当が標準になつております。そして一割一分と申しますのは三銭一厘でございます。特に長期信用銀行が中心となつてあの融資をいたしております関係から、電力とか、海運、こういうような特に重点的な企業におきましては、特に金利を下げつておるわけでございます。ただ長期信用銀行がこういう長期の金の融資の中心をなしておる、こういうことから申しますれば、長期信用銀行の金利のうちものが長期の標準になつておる。この銀行の建前といたしましては、市中のいわゆる採算ベースに乗るといふのが建前でございます。特に国策的

に損をする、あるいはさらに金利面において気持の上で、あるいは実質上若干のサービスタというところはございまして、コストを非常に割つてやらすというところまでは、今の金融機関の建前としては適當でない。従つてその部分を補給金をもつてまかなう、こういう考え方をとおつておるわけでございます。もちろん金利全般につきましては、下をはかることにつきましては、一貫しました不動の方針でございます。コストの引下げについては、金融機関自体についても極力努力しておる次第でございます。ここ数年來世界的な標準から申しますれば、もちろん高いわけでございますが、逐次低下を見ておるわけでございます。一般の金利がさらに下りますれば、その下りました金利を標準としてこの補給金が出る、従つて必ずしも現在の金利そのまゝが補給金の基準になるといふものでもございません。
○松原委員 今お話になりましたから、特にこの際承つておきたいのであります。大蔵省には低金利政策を推進しようという不動の方針があつて、今もまた将来もその方針を踏襲して行くものであるということがきまつておるのかどうか、もう一度承りたいのであります。
○大月説明員 低金利政策は、ここ数年來大蔵省としてとつて参つておる政策でございます。今後とも引続きこういう情勢のもとにおいては、これは推進する方針でございます。
○松原委員 承ります。最近確安の輸出会社に対して長期資金のあつせんをするようにというふうな意見があつて、これに対して大蔵省は非常に反対

をしておられるというのを聞いていますのであります。こういう点にこの造船との関連が相当あつてというところ、あるいは両者を見比べると、非常にバランスがとれていない、一貫した方針がないというふうな感じを受けるのであります。そういう事実があるかどうか、承りたいのであります。
○大月説明員 確安の輸出会社の資金の問題でございますが、これは最初の原案におきましては、政府におきまして資金の融通あつせんその他適切な措置を講ずるものとするというように、原案があつたわけでございます。その意味は、一応政府といたしまして公式な態度においてあつせんをするということ、それから適切な措置の中には、開発銀行その他の融資を命令するといふふうな意味が提案者の間には意味されておつた、こう思つてございまして、公の立場において政府がかりに融資のあつせんをいたしますれば、融資をいたしました金融機関の側におきまして、かりに貸倒れなりあるいは延滞ができました場合には、それが責任を負うかという問題があるわけでございます。政府が公の立場においてあつせんをして、そしてかりに貸倒れになりました場合には、やはり政府として責任を負わざるを得ない。従来、戦時中でございますが、そういうような場合には、命令をして融資をいたしました場合には、命令融資といたしまして、必ず政府の保証をつけておつたわけでありまして、そういうような性格のものであります。かりに公の立場においてあつせんをするということにいたしましたすれば、政府の保証をつけたか、あるいは損失を生じた場合

合には損失補償をするといふところまで、徹底して行かなければいけない。それから開発銀行の問題につきましては、先ほど愛知政務次官からお話もございまして、建前といたしまして、開発銀行は独自の判断におきまして、国策にのつとつて融資をするという機関でございます。やはり政府が命令する機関ではございません。そういう意味におきまして、政府のいろいろの資金的な援助ということを表面に出しますれば、政府の財政的な面までもはつきりしてはいけない。これは会社といたしましては民間の会社でございます。特にそこまで踏み込むことは適當でない、こう考えております。今日輸出会社が金融上の必要がございましたときには、事実上の問題として、金融政策としては十分考へる、こういうことを否定しては行かぬわけではないのであります。法律上の立場においては、法律上あつせんをするといふことを明文をもつて書くことは適當でない、こういう意見であつたわけでございます。
○松原委員 事実上のあつせんならばいいが、法律上これ規定することは不適當だ、もしそうであるとすれば、損失補償その他の対策があらかじめ講ぜられておらなければならぬ、こういうふうな御意見と承りました。が、その際の事実上の問題といふところが、実は相當問題があるかと私も思うのであります。先ほど愛知政務次官が、開発銀行に対して七分五厘を五分に下げさせる、それから日本銀行の特別外貨の貸付金利の五分を二分五厘に下げさせるというふうな点について、有田委員からの質問に対し

て、政府としてはそれを実現するため、できるだけのことをするというお答えがあつたのであります。一体銀行局の方では、常に銀行に対してそういうような相対きつ、民間事業の独立性を害するような干渉を行うことを習慣としておられるのかどうか、この点は相当議論の余地があるかと思うのであります。

○六月説明員 愛知政務次官のお言葉も、結局開発銀行あるいは日本銀行が独自の立場においてきめるものでございまして、それを政府において直接実施するわけには参らない、ただ政府といはしましては、そういう開発銀行なり日本銀行に対する監督権を持つておられますし、もちろん国家的にこしらえられた機関でございまして日本銀行も、半額は政府出資になつておりますし、開発銀行は全額政府が出しておるものでございまして、従いまして、日本銀行あるいは開発銀行の独自の判断におきまして、国策に沿つて資金的なあるいは金融的な業務を行う、これが建前であるわけでございます。従いまして国会においてこういう、金利を下げた方がいいという公の意思が表明され、しかも政府においてそれが適当であると判断いたし、思料いたします場合に於いては、これは当然強制ではないわけでありませうけれども、自発的な判断においてその通りにやるであろうということが期待される、そういう意味におきまして、個々の融資につきまして政府が干渉するということとは、従来もいたしておりませぬし、またいたすべき筋でもないということとは、はっきり態度として持つておるわけでありませぬ。

○松原委員 そこで先ほど運輸大臣からもちよつとお触れになりましたが、造船ないし海運事業に対して、特殊の重点を置いた政策をおきめになつたについては、相当な考慮を払われ、明快な根拠を政府として持つておられるものと思つております。従つてそれと他の産業との関連においても、相当なお考えがあると思つておりますが、そういう点については、通産大臣なりあるいはその代理の政務次官なりに承るといひまして、私の質問は一応これをもつて終ることにいたします。

○山口(文)委員 私は質問通告をしておいたのですが、港灣の方の質問をけさから続行する考えでいたしたので、またこの外航船舶に關しての質問は、私はいろいろいたしたい点がありますが、これは大蔵、通産等各省大臣の出席の上でないと、質問のできない向きがおりますので、その点ひとつ保留させておいていたたいと思つております。

運輸大臣にお尋ねいたします点は、今松原委員も指摘されましたが、もちろんこの根拠としては予算が修正されて、改進黨、分自党及び自由党の三派による修正予算が衆議院を通過して、この成立の公算が大きくなつたというところから、政府提出の原案に対して改進黨、自由党及び分自党の三派間において、一応協議をされて修正された、こういう経緯を持つものと私は判断をいたすのであります。しかしこれは根本的に考えまして、政府の原案に對しては、この修正案はむしろ修正というよりも、根本的に性格をかえたと考へるが、それについてひとつ運輸大臣の御所見を承りたいと思つて

○石井國務大臣 金額的に見ますると、前のものより非常に大きい進出をいたしておられますから、そう見えるのでありませうが、私どももやりたいと思つておいた線に沿つておるものであります。それからまた先ほど申し上げましたように、これを作成し、提出し、それから審議をお願いするまでの間に、だん／＼と世の中の情勢がかわり、海運界は悪化の一途をたどりまして、相当大きな助成が金利の上において行われなければ、世界の競争に耐え得ない、私どもは日本海運を世界のレベルに持つて行くにはどうだという問題になりますと、今までに私どもの考へておつたようなことではもう追つつかなくなつて来たという際に、こういう修正が行われたのでございまして、金額的には、今申すように相当大きな開きがあります。私どもと同じ考へのもとにできておるものだと思つておられます。

○山口(文)委員 今大臣の言明によりますと、海運界の不況から見ると、利子補給をやるといふことが可能な限り、私どもの意見としても賛成して出したい、こういうことでもございまして、それではお尋ねいたします。この修正案によりますと、二年も前に建造した過去の船にまでさかのぼつておるのでございまして、実際には政府原案ではさかのぼつていないことが原則であるように見受けられるのであります。なるほど海運界の不況については、私どもも認めるものではございませぬけれども、しかしながらこのように大幅に過去にさかのぼつて利子補給を行うこと

が、はたして妥当であるかどうか、こういう点についてひとつお考えを述べたいと思つております。

○岡田(修)政府委員 過去にさかのぼつての適用でございませぬが、實際海運会社が国際海運競争上非常に苦痛を感じておられますのは、今までつくりました船に対する金利負担が重いということとございませぬ。しかしこれまでつくりました船の中でも、昭和二十四年度に着工いたしました船、これは昭和二十五年の朝鮮動乱が起つた直後、あるいは少し二、三箇月たつておるかも知れませぬが、そのころにすべて竣工しております。従いましてそういう船は相当朝鮮動乱の景氣を享受いたしましたし、銀行から借り入れている金を相当返しておるわけでありませぬ。従いましてこういう船は金利負担も割合少ない。

〔松井(豊)委員長代理退席、委員長着席〕
従つて国際競争をいたす上からいたしましても、さほど苦痛を感じない。ところがそれ以後の船におきましては、船ができてから間もなく景氣が下り、海運界の景氣は貨物船の方では大体昭和二十七年、昨年の三月ごろから景氣が下りました。それからタンカーの方は昨年の十一月ごろから下つた。従いまして貨物船につきましては、大体今度の修正提案で対象になつておりますような、昭和二十五年の末に着工いたしました船以後のものにおきましては、金利負担が非常に重いのであります。そこで私どもはこの修正提案者の方でそういう船を対象にして利子補給を強化する、こういうふうになつたものと考へるのでございませぬが、現在の海運界の突情から申しますと、これ

からつくる船に対して利子補給をしただけではまつたく効果が無い。御承知の通り海運界がすでに負つております負債は財政資金で八百億、市中資金で七百億、この千五百億に對する金利負担に、まさにつづれんとしておる状況でございませぬので、海運政策の効果を上げますためには、どうしても既にさかのぼる処置が必要である、かように私どももいたしまして考へる次第でございませぬ。

○山口(文)委員 私は大臣がせつかくおいでになつておるので、ひとつ大臣から答弁をいただきたい。今事務的に答弁をされたのであります。しかしながら政府がそのような考へておられるとすれば、当然政府の出された原案についても、薄くともその措置というものがこの中におかれてでもいなければならぬ、このように考へるわけでありませぬ。ところがそれに対しては私の見る目では、この政府原案においては少しもそういうこともにおわされてないし、見当らない。しかるに今度予算が修正されたからというので、急速にそれを表面に出して来られたというふうな理由が、私は納得の行かない点があると思つておるのですが、これは一体どういふ考へであつたのか。もともとそれならば政府原案といふものに対して、なぜそのような措置を講じなかつたかについて、もう一度運輸大臣から御答弁を伺いたい。

○石井國務大臣 これはさつきからいろいろ申し上げましたように、この法案をこしらへました当時、それから予算の編成のころの情勢等によつて御了承願えらると思つております。今度の予算案は、前のときの予算をそのま

ま踏襲いたしまして出すということに打合せておりましたものであります。昨年の秋に私もこれを編成いたしました時分から春になり、だん／＼日があつたまるごとく悪くなつて来るのが、非常にはげしくなつて参つたのであります。今度提出するときには修正するのあたりまえだつたのであります。が、今申しましたようにそのまま提出をいたして、そのあとでできる限り改むべきものは改めるといふことになりましたので、さつき申しましたように、できれば私どもの提案によつてしていただこうと思つていろ／＼やつておられますうちに、まだ内輪の話をやつておられますうちに、この案が御出まされて、大体の線においては私どもこの案でよろうと賛成いたしましたようなわけでありまして、手順はそういうようなわけでありましたのであります。

○山口(文)委員 予算提出後、政府部内においてこれらの点については十分に措置をしたいというので協議中に、党の方で協議がまとまつて、政府が提出するに至らないうちに提出された。そこで政府もこれに対しては賛成だ、こういうようなことをごさいます。しかしながらこの案を出された後に政府内部においてそのような協議をされたことよしいたしまして、これは政府と党との間で、いわゆる政党政治でありまますから、いづれの場合におきましても、当然十分なる連絡をとつた上で、政府の提出法案として出し、政府の海運事業に對する所信を明らかにされること、これが最も必要なことではなかつたかと考へるのであります。そ

ういう意味におきまして、この修正案の持出の経緯というものは、まつたく政府がこの重大な海運界の助成の方法に對しては、その場当りの政策しか持つていなかつたといふことを天下に暴露するやうなものだ、このように私は考へるのであります。政府はそれでもこの法案については一字一句修正する箇所もなしに、全面的にこれをうのみにして、これを修正するにやぶさかでないといふ考へなかつたか。これは大蔵省関係といつたしましては、この財源抽出の方法について、相当重要な決意をしなければならぬのじやないかと思ひますから、これについてどう修正する点か、これについてどう修正する点か、その点について何らのいささつもないのか。政府機関内における意見は、何らそれについて食い違ひのない態度であるのかどうか、ひとつ各省の出席されておられます当局から意見を承りたいと思ひます。

○石井國務大臣 結果におきましては、私どもが何もせずについて、修正案がほかつと出て来たことに賛成々々といふことはその通りでございます。しかし今申しましたように、私どもはこの間までの修正前の予算、それから法案を提出いたしましたときから、何とかこれは少し助成の方策を進めなくてはならぬといふことを思ひまして、私どもでもいろ／＼な、こうなればこうなる、ああなればああなるといふいろ／＼な案を立てまして、それ／＼私どもの方の機関としても相談をいたし、これが一つの材料となつて各党の間の話が一致したものだと思います。○山口(文)委員 政府の確固とした一つの意見を拝聴することによつて、將

來に對する施策を安心をして受取るこゝとができるやうな答弁をしていただきたいと思つて、私は質問をいたしておるのでありますけれども、しかしどうもまだ確信を持つておいでのように海運界といわず、他の産業にしても十分に安心をして行くこともできません。この法案に對する質問をして行こうといふところまで実はつかぬのであります。やはり政府の確固たる方針がない限り、またそれが指示されない限り、われ／＼として意見が述べられないのであります。もう少し政府としてはこれについて、このように変更したが、これはあるいは変更であるのか、それとも運輸省としては、基本的には前々からこのやうな措置を講ずることが適切であると考えていたのであるが、政府が予算案を出すに至るいきさつからどうしてもこうならざるを得なかつた。しかし今度の修正によつてそれが可能になる。財源の抽出等も何ら支障がないのだ。あるいはそれについて疑問があるならある、こういう点を明確にわれ／＼に御答弁をいただきたい。そうでないと、政府としては何だかそこに自信のないやうな感じが、あいまいな態度に受取れてならぬと私は思ふのであります。いかがでしょうか。はつきりしていただきたく思ひます。

○石井國務大臣 さつきから申し上げました通りでありまして、海運の大きな世界的地位をだん／＼占めて行く方針をいたしまして、こういうやうな方向による国家的援助というものが、どうしても私はこの際必要であるといふ

ことを強く考へておつたものでございませう。それでこの線に沿ひまして、それではどういふやうにするかといふことをいろ／＼と案を具しておりまして、それを私どもは党の方とも相談をいたしておつたのであります。が、さつき申しますように、党とごんな打合せができました。そのでございました大きな線は私どもがこいねがつておる線でございます。この線に沿ひまして、この法案が通り、予算案が両院を通過いたしますれば、私どももいたしましてはこれによつて、さつきもちよつと私だけの考へではそう思うところを申し上げました。が、非常に傾斜的にこの海運の発展という問題に大きな力を入れるといふやうに私は了解いたしますので、この補助の方式等が皆様方の御協賛を得ますれば、私どもはこれによりましてあらゆる方面、造船の方にも海運業者の方面にも、彼らの一段の努力を求め、そうして官民協力いたしまして、ほんとうに日本の海運が伸びて行く基礎をここでしっかりとこしらへたいといふやうに思つておるわけでありませう。

○山口(文)委員 非常に明快に御答弁いただきましたので、私はその点に對しては運輸大臣に感謝をいたします。が、その明快な御答弁をいただきました。この海運助成につきまして、ただ単に船主に対して利子の補助、こういう形だけを考へておつては、海運助成の全部に對しては参らな。少くとも造船に對しては単価の引下げ等は、根本的な問題を包蔵しておると思ふのであります。またこの海運事業自体につきましても、やはり諸外国のどつておりまする事例にならぬやうにして、少く

とももう少し近代的な合理的な經營がなされることによつて、經營の削減等、この事業に對する負担軽減を行うことも、また根本的問題であるやうと思ふのであります。政府はこういう点について將來のやうな政策をとらうと思ひますが、これについても基本的な問題でございませう。私はこの際運輸大臣から明快に御答弁をいたしておきたいと思ひます。

○石井國務大臣 これも先ほどちよつと触れたのであります。が、今お話を通して金利を下げたり、利子を補助してやるということだけで、機械的に日本の海運が発達し、造船業が隆盛になるといふことは考へられないと思ひます。一番大事なもの、これに従事する人たちの心構えであります。これだけのことを政府がやつてくれれば、われ／＼は今苦しいけれども、さらにもつと中の合理化も、精神も非常にはつらつとした氣持を振り起して、そして海運の仕事に、あるいは造船の仕事に力を入れて行くということにしなければならぬことは当然だと思ひます。また政府として、今度の法規の中にもきめてありますが、經理の監督であるとか、業務上のいろ／＼な監督もできるようになつておられますので、私どももこれらの人たちができるだけ協力いたしまして、一生懸命やるといふやうにやせたいと思ひます。また造船の方では、特にこれから先、外国から注文が来るかどうかというやうな御議論であります。これが来なければ、日本にたくさんの造船所がございませう。これには、さつきから御提案になりました鋼材の利子を下げの問題等に

よりまして、一応私どもは、一割方くらいは少くも造船の値段が下り得るのじやないかと思っております。こういふたしますことは、世界の競争に耐え得るのじやないかという事であります。そういう面でも日本の造船界がまた息を強く吹き返すことを私どもは期待して居るわけでありませう。

○山口(文)委員 私ほさらにこの修正案の出されました経緯について、きのういろいろ提案者側からも聞いたのであります。形式的には三派の一致した意見としてここに修正案を出されているようでありませうけれども、しかし實質的にはこの修正に對しましては、相当異論のある向きもあるやに聞いて居るのであります。そこで政府もこれに賛成をされて、その修正案を提出することを容認されたのでありますから、従つて政府は三派の中で、完全にこれが意見の一致を見ているものと解されて居るのか、あるいは實質的には相当異論があるということをお聞きしておるのであります。その異論のある向きがあつたといひますならば、その内容について承知をされて居るかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○石井國務大臣 どんな問題でも皆各自いろいろ意見があるものであります。おそろしくこの問題もその通りであつたと思ひます。私どももある人はこういう意見、ある人はこういう意見だといふことを、その話合ひに出た人たちが個人々々の意見も、間接的にはあります。いろいろ聞いておきます。しかし私どもは、聞いておきます。最後にみんな話がまとまつたものを、こういうふうにとまつたといふことを書類

にしていただきまして、それに対して私どもはこれが皆様方の御賛成を得まして成立いたしましたならば、忠実に私どもはこの線に沿つて、これの有効なる実行に當るといふことを申し上げておきます。

○山口(文)委員 時間が一時半にもなつておりますし、まだ実は質問がございますけれども、一応休憩をしてさらに質問を流したいと思ひます。

○關内委員長 暫時休憩いたします。午後一時二十一分休憩。午後四時三十分開議。

○松井委員代理 休憩前に引き続き會議を開きます。外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。原君。

○原委員(改) 修正案提案者としてでなく、原案を書いた運輸省にお尋ねしたい。金利の問題はいずれ大蔵省の方に尋ねたいと思ひますが、まずこの法律案を見ますと、利子の補給の対象となる順位というものは、第六次造船の貨物船、これは昭和二十五年起工でございませう。それから第七次造船の後期のタンカーであると私は思つておられますが、そうすると、これは昭和二十六年に着手して、すでにほとんど竣工して居るものもあると思つてございませう。そのようなものでございませう。航路についてお尋ねのことに對して、航路についてお尋ねのならば、理由が一体どこにあるのか。つまり私をして言わしめるならば、これからのものに対して補給するといふこととなら考えられるのであります。もうすでに済んでしまつた跡始末のため

にこれを補給するといふことは、どうも法律案の体裁をなさぬ、法律案としてほまるでもうしりぬぐい法律案のよな気がしてならないのです。その点を一点お伺ひしたいことと、もう一つは、利子補給する相手の会社はほとんど海運会社でございますが、この海運関係の株式の一覽表であります。海運関係の会社はほとんど欠配、無配、繰越しという会社が多いのであります。一割、一割五分、二割配当しているのも相当数あります。この法律案によりまして、一割以下のものではなければ補給しないという話であります。これははなはだどうも変な話なんです。日本航空会社が従来四億の資本金であつたのが、このたび六億増資して十億の民間資本で、政府が十億出資して二十億の会社になつて居る。ところが六億の増資にあつたので大株主はほとんどが船会社です。飯野海運、日本郵船、大阪商船、そういう大株主として出すだけの資力のある、余力のある会社に利子の補給をはたしてしなればならぬかどうか、これが私は非常な疑問なのでございまして、まずその二点だけをお伺ひしたい。

○岡田(修)政府委員 今回の改正案では、既往の新造船です。動いて居るものに対しては利子補給をするようになつて居ることは、私どももその通りには了解しておりますが、私どもも現在の海運界の苦しい立場から行つて、これから新造するものだけに對して、今考えられているような助成策を講ずるだけでは十分でない、十分でないといふよりはほとんど効果がな、むしろ現在動いて居る船で、非常に金利負

担の高いものの肩を軽くする、金利負担の荷を軽くすることが、現在の日本海運が国際競争の上において打ちかつて行く一番重要なポイントである、かように考へて居るのでございませう。さらにまた今後の船腹拡充を進めます上におきましても、現在まで借りておられます金に對して、元金の償還はもちろんのこと、ほとんど金利が支払われなような状態でありまして、そういうふうな状況下で、今後の新造船に對する市中からの借入れはまったく期待できない。従ひまして既往の分の金利負担を軽減して、少くとも金利の大部分を支払い可能にすることが、海運競争に打ちかつ上、並びに新造船の拡充を遂行する上におきまして不可欠の要件である、かように私どももいたしましても信じて居る次第でございませう。

なお航空会社に對して海運会社が出資して居るといふ話であります。これは航空と運輸というものは非常に緊密な関係がありまして、戦前におきましても、日本航空に對して日本郵船会社が相当の出資をして、相當の指導力を持つておつた。これは諸外国におきましても、最近の状況は知りませんが、そういう傾向が非常に強かつたように考へます。海と空との違いがあまりあります。従ひまして海運会社として、航空と海運というものを結びつけて考へたいという気が相當あるわけでございます。従ひまして、そういう観点から、日本航空会社に對してある程度の出資をしたのではないかと考へます。しかしこの出資も、相當海運会社にそういう余力があつた場合の構想

に基いて出したものと考へます。すでに約束しておつた点と、今申しました航空に對する異常なる関心並びに關係からいたしまして出資をしたのではないかと、かように考へておられます。

○原委員(改) 私は自分の会社が経営困難で、にっちもさつちも行かないから、政府が利子補給をしてもらいたいといふなら話はわかるのですが、ほかの会社に投資する余力があつて、利子補給をもらつたといふことは、その会社自身がそう苦しくないといふことではあります。日本航空に約六億近い出資金をほとんど船会社が出す、出したこと自体については私は反對ではありませんけれども、利子補給の問題とからみ合せますと、ちよつとおかしな話です。会社の経営が楽だからこそ投資をするのです。銀行だつて投資をする金をそう貸すはずはありません。たとへばはつきり申し上げますと、郵船にしても欠配になつて居ます。大阪商船も欠配であります。欠配の会社が利子補給をとる形はいいのでありますけれども、その会社が何億という金を航空機のために出資するのは、非常におかしな話です。どうもそういう点に疑義があるのです。何も航空会社へ出資することはいかぬといふのではないのです。ただそういう会社が利子補給をしてもらふのはおかしな話です。もう一へんそのことを答弁していただきたい。

○岡田(修)政府委員 私が先ほど申しましたように、海運と航空というものは非常に緊密なる關係のある事業である。従ひまして海運会社は非常に苦しい状況であります。その緊密なる事業に對してある程度の投資をする

に基いて出したものと考へます。すでに約束しておつた点と、今申しました航空に對する異常なる関心並びに關係からいたしまして出資をしたのではないかと、かように考へておられます。

○原委員(改) 私は自分の会社が経営困難で、にっちもさつちも行かないから、政府が利子補給をしてもらいたいといふなら話はわかるのですが、ほかの会社に投資する余力があつて、利子補給をもらつたといふことは、その会社自身がそう苦しくないといふことではあります。日本航空に約六億近い出資金をほとんど船会社が出す、出したこと自体については私は反對ではありませんけれども、利子補給の問題とからみ合せますと、ちよつとおかしな話です。会社の経営が楽だからこそ投資をするのです。銀行だつて投資をする金をそう貸すはずはありません。たとへばはつきり申し上げますと、郵船にしても欠配になつて居ます。大阪商船も欠配であります。欠配の会社が利子補給をとる形はいいのでありますけれども、その会社が何億という金を航空機のために出資するのは、非常におかしな話です。どうもそういう点に疑義があるのです。何も航空会社へ出資することはいかぬといふのではないのです。ただそういう会社が利子補給をしてもらふのはおかしな話です。もう一へんそのことを答弁していただきたい。

に基いて出したものと考へます。すでに約束しておつた点と、今申しました航空に對する異常なる関心並びに關係からいたしまして出資をしたのではないかと、かように考へておられます。

○原委員(改) 私は自分の会社が経営困難で、にっちもさつちも行かないから、政府が利子補給をしてもらいたいといふなら話はわかるのですが、ほかの会社に投資する余力があつて、利子補給をもらつたといふことは、その会社自身がそう苦しくないといふことではあります。日本航空に約六億近い出資金をほとんど船会社が出す、出したこと自体については私は反對ではありませんけれども、利子補給の問題とからみ合せますと、ちよつとおかしな話です。会社の経営が楽だからこそ投資をするのです。銀行だつて投資をする金をそう貸すはずはありません。たとへばはつきり申し上げますと、郵船にしても欠配になつて居ます。大阪商船も欠配であります。欠配の会社が利子補給をとる形はいいのでありますけれども、その会社が何億という金を航空機のために出資するのは、非常におかしな話です。どうもそういう点に疑義があるのです。何も航空会社へ出資することはいかぬといふのではないのです。ただそういう会社が利子補給をしてもらふのはおかしな話です。もう一へんそのことを答弁していただきたい。

に基いて出したものと考へます。すでに約束しておつた点と、今申しました航空に對する異常なる関心並びに關係からいたしまして出資をしたのではないかと、かように考へておられます。

○原委員(改) 私は自分の会社が経営困難で、にっちもさつちも行かないから、政府が利子補給をしてもらいたいといふなら話はわかるのですが、ほかの会社に投資する余力があつて、利子補給をもらつたといふことは、その会社自身がそう苦しくないといふことではあります。日本航空に約六億近い出資金をほとんど船会社が出す、出したこと自体については私は反對ではありませんけれども、利子補給の問題とからみ合せますと、ちよつとおかしな話です。会社の経営が楽だからこそ投資をするのです。銀行だつて投資をする金をそう貸すはずはありません。たとへばはつきり申し上げますと、郵船にしても欠配になつて居ます。大阪商船も欠配であります。欠配の会社が利子補給をとる形はいいのでありますけれども、その会社が何億という金を航空機のために出資するのは、非常におかしな話です。どうもそういう点に疑義があるのです。何も航空会社へ出資することはいかぬといふのではないのです。ただそういう会社が利子補給をしてもらふのはおかしな話です。もう一へんそのことを答弁していただきたい。

いうことは、やはり自分の事業の遂行上いろいろの都合な点があるというよりな観点で出資したものでないか、かように考えるのであります。

○原慶委員(改) たいへん御答弁が上手で、これ以上私は申し上げることはありません。ありませんが、それならば利子補給をしなければならぬ会社の業態について、今まで各海運会社、造船会社が、経営の合理化にどの程度努力したかということについて、利子補給をする前に御検討なさつておるかどうか、この点を承りたい。

○岡田(修)政府委員 現在までの私どものしがつめばつた権限から見ますと、海運会社に対して何ら経理監督、あるいは業務監督をする権限はないのでございます。しかしたび／＼申します通りに、市中銀行、それから現在では開発銀行でございますが、財政資金は開発銀行から貸し付けておりまして、その金が非常に巨額に上つておる。従つてこういう市中銀行並びに開発銀行におきましては、海運会社に余力のある限り、非常に嚴重なる取立てをいたしておるといふことを聞いておりますし、また私も聞いたし、関係銀行並びに開発銀行においてそういう態度をとられることを要望しておるわけでございます。従つて海運会社に余裕がある間は、むしろ約定の期限が三年でありますのを、二年で償還をするという措置を今までとつておるのでございます。いろいろ海運会社の経営の状況その他について批判がありますが、少くとも財政資金並びに市中からの借入金につきましても、できるだけの返還をいたして参るといふように考えております。もし余裕がある

にその返還を怠りました場合には、船会社というのは次々と新造を計画しておるわけでありまして、従つてその新造の場合における融資を得ますのに、非常に困難なはめに陥るわけでございます。従つて自分の力以上の償還をしていくというのが現実でございます。たとえば最近各船会社とも株の値段が額面割れでございますが、額面割れにもかかわらず増資を執行いたしました、これは今まで市中銀行から借りております金に対して、元金はもろもろのこと利子をも支払えないような状況である。しかし利子も払えない、元金も一文も払えないというふうな状況では、今後の新造資金はもろもろのこと、運転資金も借り入れられないというので、その増資の金をもつて利子の支払いあるいは元本の一部を支払つて、銀行の信用をつなごうとしてやつておるのが現実の事象であります。従つていろいろ批判されておりますようなその放漫な経営はいたしては、かように考えておる次第でございます。

○原慶委員(改) 海運の助成策については私はあえて反対するものではありません。ただ利子で補給するという方法について非常に疑義があるわけでありまして、そういう観点に立つて御質問申し上げておるわけでありまして、この法律が実施されますと、補償金あるいは利子補給等によつてなるほど船はどん／＼つくられて行くようになりまして、しかし船はできたけれども、フレートの問題で外国の船と競争することがはたしてできるか、私はこれが問題であると思つております。国際上のこまかい運賃同盟がどうなつてお

るか、遺憾ながら私はつきり存じませんが、運賃のダンピングその他の問題が起きたときに、運輸省としてはどのような態度でこれに臨むか、私は危惧なきあたわざるところであります。それに対する運輸当局の見通しはいかがなものでございませうか。

○岡田(修)政府委員 御承知の通り船の経営に二つございまして、一つは不定期船経営、それから定期船の経営、定期船の方は大体一定の賃率を設定しまして、その賃率を守つてやつて行く。不定期船の方はまったく自由競争でありまして、そのときそのときの世界の運賃市場によつて日本船の運賃もまざる。ちよつと水が高いところから低いところへ流れますように、たとえば日本の近海の運賃が非常に高いと、大西洋の方から船がまわつて来て運賃が平均化する、こういうふうなものでございます。従つて不定期船の運賃においては、運賃がどん／＼と下つて行きますと、その低い運賃で耐える力のある国の海運が生き残るわけでありまして、そういう場合に日本の海運は金利が非常に高く、その支払いをどん／＼賈められますと、日本の海運経営をしていけるものは軒並につぶれてしまふという状況にある。これが今日、目の前に出ているような事象であります。

もう一つ定期航路につきましても、一定の賃率を定めまして、おおむねその航路に従事しているものが、一つの同盟を結んでいられるわけでありまして、一つの運賃カルテルといひますか、協約を結んで、その運賃率を維持して行くわけでありまして、ところがこれについてもいろいろ問題がありまして、そ

にアウトサイダーというものがなければ、その運賃率が維持されるのでございしますが、往々にしてアウトサイダーが出て来て、それに競争しかける。そこでアウトサイダーと対抗するため、同盟がまたそれに対抗して運賃を下げて行く、そういう場合に、やはり日本側の船主の経済力が弱いと、まず第一に悲鳴を上げるのは日本船であります。たとえば最近ではインドネシア航路でそういう事象がございまして、日本の東京船舶と外国の船会社が三社ぐらいで航路同盟をしておる。それに対して戦後の海運ブームで非常にもうけたメルスク・ラインがアウトサイダーとして競争しかけた。ほかの外国の二社は、これまた相当の力がありますから、そのアウトサイダーに対して対抗措置を講じて行こうというので盛んにやつたわけですが、まず第一に悲鳴を上げましたのは日本の会社であります。そこで私も中に入つて一応治まつたわけですが、そういう場合に経済的基礎が弱いと、まず参るのはその弱い国の船である。それから最近ニユーヨーク航路なんかも、いろいろ問題が起つております。これはいろいろ原因がありましてけれども、現在これには非常に競争しておりますが、外国船の中には、この競争を激化することによつて、経済力の弱い日本船をたたきつぶそうという意図なきにしもあらず、かように考えられるのでございまして、そういう面における運賃の安定を期する、あるいははかりに外国のアウトサイダーが出て来た場合に、それに対抗して、そのアウトサイダーに打ちかつかつという意味におきましても、どうしても日本の海運の経済的競争力を強く

することが必要である。今日、日本の海運は復興途上でありまして、いろいろ面の摩擦にぶつからなければならぬ、その摩擦なり抵抗にぶつかつた場合に、現在のような弱い力では、その摩擦なり抵抗を突き抜けることができないような状況でございまして。そこで私もこの点を非常に憂慮いたしまして、日本海運に対する国際競争力の強化というものを、まるでお念仏のように唱えながら今日に至つたような次第でございまして。

○原慶委員(改) 私は将来の見通しについてお尋ねしたのですけれども、どうもはつきりいたしません。それではもう一つお尋ねしますが、日本に対する輸出入物資について外国船に積まないように、なるべく日本の船に積むように、どういふ保護政策をおとりにするか、承りたい。

○岡田(修)政府委員 これは日本の物資を日本の船だけに積むという政策は、外国からの非常な反響を受けますので、そういうきわだつた行政政策はとり得ないと思つております。しかしこれは日本の関係の政府機関なり、あるいは関係業者のおのずからなる心構えによつて、日本船をできるだけ利用しよう、こういう措置しかしかたがないかと思つております。

○原慶委員(改) それから大蔵当局の方に承りたいのです。これはほんとうは大臣が公務次官に承りたいのであります。大蔵省は御承知のように、財政と金融の総元締めであります。総元締めである大蔵省が、今度の金利の補給政策に賛成されたということについて、私は疑念を持つておるのであります。少くとも金利に対しては大蔵省は

するに必要である。今日、日本の海運は復興途上でありまして、いろいろ面の摩擦にぶつからなければならぬ、その摩擦なり抵抗にぶつかつた場合に、現在のような弱い力では、その摩擦なり抵抗を突き抜けることができないような状況でございまして。そこで私もこの点を非常に憂慮いたしまして、日本海運に対する国際競争力の強化というものを、まるでお念仏のように唱えながら今日に至つたような次第でございまして。

監督官庁であり、その金利行政面の元締めである上においては、現在は少くとも低金利政策でやりになつておると思ひます。ところがこの金利政策も——これは今の政府の攻撃にもなりませんが、現在の金利政策は円滑に行われていないと私は思ひます。市中の状態を知らなければおわかりのように、中小企業は金融難のために、なかなか銀行に行つても金を貸してくれぬ、やむを得ず小さい金融会社から高い金利で金を借りておる始末は御承知の通りであります。しかしながら東京

であつたならばビルディングを建てておるのはほとんど銀行です。料理屋へ行けば一番お客さんの多いのは銀行家だといわれております。そのような跋行的な金融情勢下にあつて、大蔵当局はどのような金融政策をもつて臨まれるかということに私は疑点を持つておるのです。低金利なら低金利でどのような方策をするか、日銀の通貨発行高はどうするか、あるいは金利の高い低いということについては私から申し上げるまでもなく、貿易の帳じりにもよりまじしように、通貨の発行高にもよりまじしように、インフレの上昇の度合いにもよりまじしように、社会のいろ／＼なファクターのもとにきまつて来るわけでありませう。けれども大蔵省は根本的な金融の措置を講ずる役目でありながら、それをやらずに、造船が大事だからといって金利を補給するということについて、私は非常に疑いを持つておるわけです。航空機についてはこの前は債務保証のこともやりましたが、やがては航空機についても助成しなければならぬ、これについても金利の補給が必要でありませう。

あるいは将来農家に肥料を安くするたに、硫酸会社に對しても金利の補給をしなければならぬ事態が起きまじしう。あるいはまた鉄鋼業者においても、そういう重要産業に金利の補給をしなければならぬということが生れて来た場合に、大蔵省は金融政策が一貫して行われなくなるのではないかと思つておるのです。だから、そういう点について大蔵省はどのようなお考えでこれに御賛成になつたか、その点を私は承りたいのです。

○大月説明員 ただいまの御質問は非常にむずかしい問題でございます。私からお答え申し上げるべき筋のものがどうか、あるいは御満足行くお話にならないかと存するものであります。私の承知いたしております限りについてお答え申し上げます。

まず第一に低金利政策の問題でございますが、御存じのように現在日本の金利は、世界的な水準から比へまして相当高いことは事実でございます。これは根本的にはわが国に資本の蓄積が少いというところにあると思つておりますが、これを終戦後どうかして下げたいというのが、金融政策の基本的な考え方でございませう。それでここ数年來そのことにつきまして一貫して努力して参つて来ておるのですが、終戦後金利が特に上りましたのは、やはりインフレ期におきまして、金融機関のコストが上つたことが第一でございます。その当時の銀行の貸出し金利の最高は、もちろん短期のものでございませうが、二銭九厘程度であつたかと思ひます。それが逐次努力いたして参りまして、現在の短期の金利は、銀行に

おきまして二銭四厘を最高といたすということになつておりました。これは臨時金利調整法の運用をもつてやつて参つております。それは一般的な金利でございますが、金利高の原因は、何と申しましても資金の量が少いということにあると存じます。戦前と比較いたしますと、物価指数におきまして大体三百何十倍ということになつておるのではありませんが、その物価指数もつて現在の預金の量を割つてみますと、現在絶対数におきましては預金が三兆ちよつと越すことになつております。それを物価指数で割つて、戦前昭和十一年ごろと比較いたしてみますと、実質価値において四〇％という数字になつておるわけでありませう。御存じのように銀行のコストは、預金の金利と人件費と物件費と税金、これだけの四つの要素があるわけでありませうが、そのうちで預金の金利は、金利調整法によりまして、たとえば定期預金が半年五分とか、一年六分というふうになつておりました。それと普通預金その他を合せまして、現在三分四厘程度になつておるわけでありませう。

〔松井(豊)委員長代理退席、委員長着席〕

これは資本蓄積、従つて預金をふやすというために逐次上げて来て、おりました。預金の方の金利は逐次上げるといふ態勢をとつて、できるだけ金をたくさん集める、それによつてコストを下げ、こういう方策をとつておるわけでありませう。しかし銀行のコスト全体を計算いたしますときには、預金が分母になりまして、現実支出する経費が分子になるわけでございますので、実質価値が四〇％しかないということ

は、もし経費が同じであるとしたますれば二倍半のコスト、こういうことになりまして、それをまかなうためにやむを得ず貸出しの金利が高くなつておる、これが実情でございます。従いまして貸出し金利を下げる根本の方策は、資金量の増大にある。そういう意味で、例の昭和二十四年の均衡予算以來、インフレをとめ、それによつて資金を吸収するという方策をとつて参つておりました。そのために、税制面におきましては、御存じのように一つは預金に對する課税でありませうが、源泉、選択の制度を最初六〇％でございませう。それを逐次下げて参りまして、現在五〇％、それを今度の国会におきまして四〇％に下げるといふ政府の案になつておつたのでございませうが、この間の修正案によりまして、源泉、選択でなくして、預金については源泉一本で一〇％にしよう、こういうお話がまゝまゝりましたので、議員提出としてその法案が出る。その結果、預金に對する課税は格段に軽くなる、こういうことが予想されておるわけでありませう。それから少額の預金の吸収につきましては、貯蓄組合につきまして十万円以下は、貯蓄組合に非課税とする、こういう制度が一本とつてございませう。それから無記名預金の制度というのがある。いまして、御存じのように、預金者の心理といたしまして秘密性をたつとぶということから、預金者がだれであるかということがわからないようにするといふ方策といたしまして、個人の名前を出さなくても預金ができる。それに対しては税務関係の調査を現実にしない、こういう行政上の措置をとつておるわけでありませう。そういうように

いろ／＼預金吸収の方策を講じて、結局資金量をふやすことによつてコストを下げるというのが根本であります。それから経費を下げる方面といたしましては、銀行の人員費、物件費、午前中に御説明申し上げました通り、各種の冗費を省くような指導を現実にいたしておりました。それから店舗の問題がございませうが、これは全体におきまして約五千ばかり銀行の店舗がございませうが、東京あたりで非常にはでかいといふ御批判はございませうが、これは終戦後の経済情勢に應じて、配置転換といふことをやつた結果でございませう。總数におきましては、終戦後店舗の数はむしろ減つておる、こういう関係でございませう。資金の多くあるところに多く店が出ておる、こういう関係でございませう。

○原野委員(改) いろ／＼とまかな御説明でありませうが、私のポイントが、金融の大宗である大蔵省が、こういう特殊産業だけに金利の補給をしてよろしいかどうか。金融政策をやるその元が、造船だけにしてよろしいかどうか。それならば、将来セメントにもしなければならぬ、鉄にもしなければならぬ、石炭にもしなければならぬ、ではないかということをお尋ねしておるのです。その点についてどういふお考えですか。

○大月説明員 今のように低金利政策をとつておりますが、しかしまだ十分でない。従いまして、特殊重要産業に對してどうするかという問題があるわけでございます。それで現在重点産業に對しては、政府機関、具体的に申し上げますれば、日本開發銀行あるいは輸出入銀行、それから農林漁業金

融公庫、それからただいま御審議中のごさいます中小企業金融公庫、そういうふうな、国策から申しましてどうしても資金を確保する必要がある面に対しましては、量の方で財政投資をいたしまして同時に、その金利につきましても、今市の中の金利以下の金利をつけておるわけでごさいます。開発銀行の現状におきましても、もちろん重要産業だけに今融資を限つておりますが、一般の金利を一割といたしまして、電力と海運に限りまして七分五厘という現状になっております。それが今回の措置によりまして、船につきましては三分五厘という数字が出るわけでごさいます。ただ現在特に船の関係を重視するという意味におきまして、三分五厘にいたしたわけでありまして、しかしながら産業全体の重点という点から考えまして、この金利の点につきましても、逐次必要があれば調整をはかる、こういうことにならうかと存ずるわけでありまして。現在のところその段階でないと考えております。

○原形委員(改) 必要があれば調整をはかるということ、将来重要産業については、これと同様に利子の補給が行われるべきものと私は了解いたしました。

それからもう一点承りたいのは、三分五厘という金利をどうしておきめになつたかという問題です。アメリカは申し上げるまでもなく物資豊富の国であつて、日本と比較にならぬ国であります。金利もまた日本と比較にならぬほど安い金利であつて、この金利にならなければならぬ理由がどこにあるか、その点を承りたい。

○六月説明員 これにつきましては、

今回の決定は政府として関与しておりませんのでございまして、国会のおきめになつたところに従つてやつておるわけでありまして。

○有田委員 改進黨でこれを提案したときには、少くとも国際競争にわが海運が強いというところが、ついでに金利が高いというところが一番大きな点である。少くとも国際水準の金利に持つて行きたい、かようにして最初は海軍金融公庫をつくる、こういう思想から始まつたのでありまして、これは国際水準並にしようという考えから三分五厘というのが出たのであります。

○關内委員 山口丈太郎君。○山口(丈)委員 私は低金利政策に体して大蔵省にお伺いをいたしますが、今各種産業に対してなるだけ低金利政策に沿つてこれを育成して行くという趣旨は、これは日本の国のこの貧困な経済状態におきましては、特に必要なことであり、私は政府もそれに努力をされておるものと思つております。しかしこの法案から割出して見ますと、私に何ら割切れないものがあるのは、そういう船会社に対して行つておるその貸付金利が、何ゆえにまず他の重要産業へ、しかも低金利政策をとつておると一致した金利において、融資ができるように措置をしないのかという点がまず一点であります。その政策がとられておるとすれば、このような、今ここで説明されたような金利による船会社の金利は出て来ないというふうな考へるわけですが、それはどういふわけか、ひとつお聞かせ願ひたい。

○六月説明員 先ほど御説明申し上げましたように、日本の金利を下げたい

という方針ではいろいろ努力いたしておりますが、現実には下り得ないのが現状でございます。従ひまして税金あるいは国債をもつて集めまして資金をもちまして、重点産業のみそういう意味において重要な金の量と質の面から、これを推進するという意味におきまして、一定の財政資金を投入いたします、その財政資金については、金利の面でも優遇する、こういう方針をとつておるわけでございます。

○山口(丈)委員 今金の質と量と言われましたが、船会社は御承知のようにこれだけ膨大な金の量があるのです。私は専門家ではありませんから、質というところはどうかということなから私にはわからないのであります。しかしこれだけ膨大な金のいることがわかつてい

るということは、結局はこれだけ船会社というものは、金の需要の多いものだということを証明しているものだと思つております。そういういたしますと、それだけ需要の多いのであります。するならば、もう少し開帳なりあるいは市中銀行から融資いたしますその融資金利に対しては、もう少し根本的に低金利政策というものがとられてし

かるべきだと思つております。それに対しては、このようにして政府から補給金が交付されるようなきわめて甘い考へ方から、そういうことを業者もあまり苦にしていないのであるか、あるいはまたその多額の金を要するために、そういうことを業者として、声を上げる銀行が損をする—ある雑誌を見ますと、そういうことで、この金融業者といふものの船会社の批判といふものは、きわめて不遜とまで申してさ

しつかえないくらいに、船会社の方に

対してはこつぱいことを言つております。たとへばどこそこの社長は割合切れるとか、どこそこの社長は割合にわかつてゐる、突に金融業者として最大の需要家、いわば顧客に臨む態度としては、顧客に臨む態度といえないよ

うなことを、大つばらに雑誌にまで公表をしておる。こういう点から見れば、船会社がこれだけ大きな資金を要する、需要を持つものであるにもかかわらず、これに対してたとへば、わかりやすく言えば、物をよけい買えば何割か引いてくれることは常識なんです。が、そういうことを少しもしないで、まか

しておいて、そしてあと政府の補償にゆだねるといふ、業者もきわめて甘い考へを持つてゐるのではないかと。あ

るいは政府においても、まあ、あと政府で見ればやればいゝのだ、いわゆる国の財政として、重要なものであるから助成をするという名目のもとに、何らかの解決をすればいいのであると

いうような、当局者としても甘い考へを持ち、船会社もそういうふうな銀行に対しては大きな需要が必要であるために、遠慮をして何もよう言わぬ。そこで銀行業者がひとり大きな利益をむさばり得るといふ結果を招来してゐるのである。こういう点について、私は

どうもすつきりしたものを感ぜないのでございまして、これについてひとつ大蔵局からはつきりとした見解と、現在とられつつあります諸政策について、ひとつ承りたいと思ひます。

○六月説明員 重点産業に對しましては、国といたしまして、政府機関より

そういう低い金利の金を出すという方針を最近とつておるわけでありまして、市中につきましても、金利調整法

によりまして、これを規制いたしておるわけでありまして。最高金利をそれで押えるという方針をとつておるわけでありまして、この船の資金につきま

しては、もちろん重点的な産業でございますので、開発銀行からの金にいたしましては、ただいま貨物船につきましては七、三の割合で、開発銀行が現在七を出し、市中銀行は三を出す、こ

ういうふうなつこうになつております。それから油槽船につきましては逆

に状況が若干有利でございますので、その点は八、二の割合で、市中が八、開発銀行が二というふうな割合で出

しておるわけでございます。市中の量的な負担ができるだけ軽いようという

ことを考へておるわけでありまして、今市の中の金利につきましても、今のように

に規制をいたしておるわけでありまして、根本の考へ方といたしましては、

現在の政府機関以外の金融機関、たとへば市中銀行とかあるいは興業銀行だとか、そういうものは根本が民間の企業でございますので、その資金のコ

ストを割つてまで低い金利を出せということとは言えない建前になつておるわけでありまして。従ひまして金利調整法で金利を考へるにつかましても、精密に資金コストを計算いたしまして、その

その資金のコストが高いということ、大きく差をつけるだけの余裕がない。しかも市中の関係でございまして、業種ごとにこれを踏み切るということ、戦争中にございまして、資金調整的な、個別の目的にタッチするということまで踏み込まなければ実行できない。そういうようなことから業種ごとの金利の差をつけるにいうことは、現在やつておられないわけにございまして、全体といたしまして極力下るようというところで努力いたしておるわけでありまして。經理の点につきましては、預金者を持つておるといふ建前から、やはり慎重にせざるを得ない。そういう立場にあるということを御承知願いたいと思ひます。

○山口(次)委員 今聞きますと、油槽船に対する市銀と開銀との割合は八割二であり、貨物船に対しては七割三の割合である。このように承つたのでありますが、油槽船は採算のとれる割合が大きいから、金利も高いところから融通を受けておる。収益率の低い貨物船に対しては、金利の低い開銀を主体に考えてやる。どうもそれは一貫的な考え方からいたしますと、埋め合せのつかないものになつておると思ふのです。なぜこれをもつと一貫した筋を通してやるようにしないのか。その理由を聞かしていただきたい。

○六月説明員 財政資金につきましても限りのあることとございまして、産業ごとにつきまして重点化をいたしておる。船の面につきましても、御存じのように現在貨物船の市況と油槽船の市況とは状況が違ひまして、貨物船の方が特に苦境に立つておるわけにございまして、貨物船の方に財政資金

がたくさん来ておる。従つてその結果、市中の金利と開銀の金利との差だけ、貨物船の方が金利負担においても差になる。両面から実質的に考えて、差をつけておるわけにございまして。

○山口(次)委員 私はこの点についてはなおよく検討をいたしたいと思ひます。概略の説明は承りましたわけでありまして、もう一つお伺ひしたいのは、外航船を所有する船会社も、それからまた内航船、いわゆる鉄鋼船を使つて内地相互間の航行を担当しております向きにつきましても、たとえば石炭の輸送その他については機帆船で輸送しておる向きもありませんが、またそれは違つて、汽船を所有して、それで運搬をする、これは一例であります。そういうふうな内地相互間の貨物輸送に対して大きな役割を果しておる。そこで今申しましたように、船会社というものは特別に大きな資金を必要とするものでありますことは、今御説明があつた通りであります。そういういたしますと、外航船がもちろん日本の貿易産業として日本経済の中核であるというところは、私はよく承知いたしますが、しかし一面から考えますと、それだけをもつていたしましては万全ではないのであります。今日陸上交通が逼迫をいたしております、これは昨日来鈴木委員が指摘されておりました、日本の貨物輸送力は貧困なものでありますから、やはり海上輸送に大いにたよらなければならぬ。このような事情にあるのであります。そういう場合に、外航船だけをこのように二年も三年もさかのぼつて利子補給をやる。一方において内航船で内地相互間の輸送に従事をしておりま

す、たとえば小規模の業者が多いのでありますけれども、これまた今の場合におきましては特に困難をきわめております。大きな会社におきましては、開銀その他指定銀行におきましても相当の資金需要に應じてもらうことができないのでありますけれども、小会社に置きましてはそういう需要に應じてもらえない。従業員の給料すらまともに払えないような悲惨な状態に置かれておるのではありませんか。こういふものを私は等閑視するわけには参らないと思ひます。なぜそれらに対しては保護助成の策をとられないのか。とられるとすればどのような考え方を持たれておられるのか。私はこの法案を審議するにあつて、この点を明確にお聞かせ願ひたいのであります。

○岡田(修)政府委員 内航船と外航船に対する政府としての考え方を申し述べさせていただきます。私どもとしては、今度国会で修正になつたわけですが、運輸省として考えております場合におきましても、一応外航船だけを対象にする。外航船だけを対象にいたしますのは、たゞ／＼申し上げますように、外貨獲得と貿易振興に重点を置いて考えるというところから、外航船だけを対象にしておるのでございまして。内航船に対しては、これはほかの国内産業とあまり差別して考える点はないのではないかと。もし内航船に対して外航船の政策をとるとすれば、ほかの国内産業に対して、たゞ／＼お説が出ておりますように、同様の政策をとらざるを得ないであろういふふうに考えておるのでございまして。私も海運行政をやつております

者の立場といたしましては、内航船も外航船と同様に取扱つていただければ、これほど幸いなことはないと思ひますけれども、国内産業全般を考えた場合に、それほどまで外航船と同様に取扱ふ必要があるというところは言ひ得ないと思ひます。御承知願ひたいのであります。今みずから言われまじやうに、他の産業とバランスのとれるようなことは理想であつて、できないということのみならず、言われておるのではありません。そうすると、この案で行きますと、二年も前までさかのぼつて利子補給を行うというのでありますから、これはとりもなおさず、今の答弁からいたしますと、きわめて矛盾した問題になると思ひます。それは今、原委員が申されましたように、このような特定の業者、特定のものが、特に重要であるからというだけの理由をもつて、高率の利子補給、特別の保護を受ける理由は少しもないのではないかと。むしろそれよりも、現実に即して、日本の財政経済に見合うような措置においてこれを保護するといふ方策をとる方が適當ではないかと思ひます。どうでございませうか。

○岡田(修)政府委員 これは私からお答をする何かどうかわかりませんが、私どもとしては外航船による外貨獲得、貿易振興に対する貢献、こういう点を考えて特に重点を置かれた、かように了解いたします。

○山口(次)委員 これは私は修正されました提案者側からお答えをいたしたいと思ひます。

○有田(喜)委員 御承知の通り今日日本の経済自立をはかるというところは、きわめて緊要なことであります。この達成のためには、私どもは貿易の伸展、ことに輸出の振興をはからなければならぬと思ひます。同時に外貨獲得をやつて国際収支の改善に資さなければならぬ。貿易の伸展並びに外貨獲得上から申しまして、わが海運、ことに外航船のなつとごころの使命といふものは、確かに重大です。御承知の通り戦前のわが国の経済は、ことに国際収支は、海運運賃によつてまかなつておつたといつても過言でない。ところが今日の海運は戦争によつて非常にさんたんたる状態で、資本蓄積もほとんどありません。戦後やや復興して参りまして、朝鮮動乱によつて一時をしのいで参りましたが、今日の状況ではわが海運は世界海運に太刀打ちできない。しかもこの困難を乗り越えて日本の経済自立の達成のために貿易振興に資し、外貨獲得に邁進しなければならぬ。これがためには、日本は船賃もい、また海員の力も相当ある、しかしただ一つ大きな欠陥は金利が高く、国際的に太刀打ちできない。そこで今日この日本の海運の危機を突破し、日本の経済自立のために政府がここに助成方策を講じて、そして日本の経済自立の達成のために邁進する。これが私どもの基本的な考え方でありまして、内地の一般内航船も重要であります。特に外航船が焦眉の急務である。かような見地から外航船船に対してかような助成方策を講じたわけでありませう。

○山口(次)委員 今の御答弁は私どももよく承知しておるのです。これは一般質問のときに特に私は質問をいたしまして、その点については私も決して

この修正提案をされました各委員の方々に劣るものではございません。よく承知をいたしております。しかし金利が非常に高い。その高い金利を使つてそして産業を興しておりますのは、あるいは事業を行つておりますのは、あるいは船会社だけではないのではありません。原委員が言われますように、他の産業もすべて高い金利を払つて、そして日本経済のために営々として努力をいたしておるのであります。これはひとり船会社だけではないのだから、私は思うのであります。でありますから、かんじんの船に積み込むところの荷物を生産する会社が、それに苦しんでたゞと倒れて行くような状態に置かれたままで放任をしておいたのでは、私は産業経済の一貫策はとり得ないものだと思うのです。そういう点に關して、特に私は重点を置いて質問をいたしておるわけでありませう。ですからこれはやはり総合的に考えなければならぬ。根本的にはすべての金利をもう少し何とか安くするという方法を講じなければならぬことは論をまたない。論をまたないけれども、今日そのようなことにあまり努力をされていらないと私は見るのであります。それが証拠に今日の銀行の——あの戦後に急速に建築等をしたのはまず銀行であります。歴大な金利を得ておるのであります。たとえ今日のような貨幣価値の低いときにおいて、一つの支店をまかないますのには、一億程度の預金が集まれば、それで一つの支店というものは十分にまかなつて行ける。このようなことは私は聞いておるのであります。そういったと、悪

くいえばあまりにも高い金利で銀行業者を肥しておいて、そしてそれに對して何ゆえにわれわれがそのような利子に苦しまなければならぬかというところが、まず第一点であります。しかも今申しましたように、他産業においても、原委員が指摘されますように、全部やはりその金利に苦しんでおるのであります。しかもその苦しんでおる産業というものは、日本経済の再建のためには、決して船会社の熱意に劣るものではないのであります。そういう意味から申しまして、私は政府の一貫した金利政策というふうなものがとれていないところに、非常な矛盾を感じるのであります。でありますから、このような事態に對して、一体政府はどのような考えを持っておるのか。またこの修正提案者は、そういうことを権限して、十分將來に對しまする日本の金利政策を検討されたのかどうか。その点があまりにも等閑視されたままに、今日の船会社における現状だけを見て、そして悪く言えば局面を糊塗するような、お茶を濁すようなきわめて浅い政策のもとに、このような修正案を出されておるのではないかと、このことを私は憂うるのであります。こういう点に對して、もう一度提案者並びに大蔵当局、及び通産省もおいでになつておるならば、その三者から御意見を拜聴いたしたいと思います。

○有田(喜)委員 日本は金利が高いといふことは、日本の経済の一つの構みであります。できるだけ低金利政策で行きたいといふ、これは政府の考えかどうかわかりませんが、私たちがさうに考えておられます。しかしながらなかなか實際問題として、一挙に國際水準まで低金利を施行するといふことは困難ではなからうか。そのうちでも最も重要な基幹産業、ことに今日の日本として大事なことは貿易の伸展で、そのために海運にもつと力を入れて、ここに利子補給の政策を講じたのです。何もかもやりたい気持は一ぱいでありませんが、しかし重点的に大事なものが漸次やつて行くのが實際的ではなからうか、かようなわれわれの気持に對して、今回の提案をやつたような次第であります。

○古池政府委員 通産省の立場といたしましてお答えを申し上げたいと思ひます。先ほど来伺つておられます。ただいまの御質問の中に含まれておられます御趣旨は、私どもも同感する点が多々あるのであります。それからただいま提案者から答弁になりました点も、これはやはり今考えておるところと相当共通しておる点があると考へるのであります。何と云へば、世界各國に比べて相当な開きがあつて、高いといふことは申すまでもないことである。何とかこれを安くするといふことが重大な問題であります。しかしこれはやはり資本蓄積の問題とか、いろいろ事情があつて、そう簡単に全部を一挙に下げるといふことは、どうして困難なことであるかと思つておられます。しかし着々一歩々々金利下げといふことに、可能な範囲の努力をして行くといふことは、われわれとして必要にやないかと考へておるのであります。そこでそれから全体の産業の立場からいつて、造船関係にのみかような優遇をするといふことはどうか、こういうふうなお話であります。

が、なろうことなら全部の産業に對する金利を下げればつこうなことであります。それがむずかしいとなれば、それでは一体今何が特にさういふ点において意義が多いかと申せば、やはり貿易の振興、この貿易の振興の上において外航船の必要であることは、いまさら申し上げるまでもないことではあります。しかも船舶における金利の持つウェイトというものは相当多いのであります。そこでとりあえず、まずこの方から助成をいたしまして、これを一つの捨石としまして、着々貿易の振興に効果あらしめ、さらに全般の産業の方面にも好影響をもたらして行くといふことが、やはり全般の産業を振興する上において有利なことは申し上げるまでもないのであります。そういう意味からこの修正提案にはわれわれも賛成をいたしたような次第であります。大体通産省の考へておられますこと、ごく概略でございますが申し上げます。

○六月説明員 前半の金利の点につきましては、ただいまの皆さんのお話と考へ方は全然同じでございます。私が、私たちの努力の足りない点もございまして、十分に御期待に沿うような低金利政策といふものは推進できておらないのであります。しかし方針としては、できる限りの機会をとらえて、できる限りの方策を講じておるわけでありませう。

それから船だけについてどうしてどういう特別の措置を講ずるかという問題でございますが、やはり全体として金利水準が、どうしても國際水準に下り得ないといふことになりませうれば、重要なものから手をつけるよりし

かたがあるまい。基幹産業となつておられます船、あるいは電気、あるいは石炭、鉄、そういうような問題を十分に取上げまして、それとその経済情勢に際しましてウェイトを置きまして、遂次解決して行くかかと存するわけでございます。今回のこの提案におきましては、特に船の問題が重要な問題でありますので、こういう案が提出されておるのであるかと了解いたします。

○山口(文)委員 あとで松原議員の関連質問がございませうか……私は今聞きまして重要な……これはもう提案のときから重要といふことを聞いておるのであります。その重要といふことはもう言うていたかぬでも私はよく知つておるのであります。けれども、その重要といふことを申すのでなく、私は、これは特に船だけではない、私が申すのはこの貿易に關連いたしまする産業といふものは、日本の少くとも基幹産業として船とともに私は重要なものだと思うのです。その船とともに重要な、むしろから船では動かさぬのでありますから、それに詰め込むべき重要なものとをつくる産業が、同じような高い金利に悩まされておる。そのものに対しては何らの手配も講ぜられないで、おいて、おいて運ぶことだけを重視するといふことについては、どうも私は納得の行かない点がある。何ゆえにさういふことが重要なのか。これは重要な問題でありますから、もう一度はつきりとした重要な意味をお聞かせ願ひたい。あなた方は水の上に船を浮べることだけが重要だと考へておられるのか。私はむしろそれよりも、その中に入れることが重要だと考へておるのであります。一体

それについてどうか。

それからまた有田さんにお伺いいたしますが、三派の歩み寄りによつてこの提案になつたといふことで、どうも改進黨としての本来の政策について、すなおな答弁を承つていないように思うのであります。一体私は相當の改進黨との食い違ひがあると思ふ。少くともこの修正案そのものについては、あなた方三派で十分に検討されて、そして歩み寄りをして出されたものでありましようから、私はそれについてはややく申すものではありませぬけれども、少くともあなたがほんとうに改進黨としてとく／＼持つておられまされたこれに対する政策というものは、どのようなものを持つて臨まれたのであるか。私はこの修正案をつくられるに至るまでの経緯についても質問をしたのでありますけれども、いまだそれに対してはつきりとした答弁は承つていないのであります。どうかこの点について、それ／＼私はつきりとした御答弁を承りたい。

○有田(憲)委員 私たちはこの船舶に力を入れておりますが、何も運ぶことばかり考えておるわけじゃないのです。もちろん中に入る荷物も大事であります。しかしその足がしつかりしなければ、せつかく荷があつても貿易振興はできない。ことに海運は御承知の通り第三國間の貿易に従事するのであつて、日本に荷がなくなると、外國の第三國間をあつさりまわつて、外貨獲得をやるといふ重要な使命を持つております。かような意味合いにおきまして、私は基幹産業中の最も重点産業と考へておるのであります。今回の修正案は、最初改進黨が考へておつたこ

と多少はかわつております。しかし考へ方は少しもかわつていない。この低金利の一つの施策として海軍公庫をつくらう、こゝういふような考へがあつても、また低金利も、市中銀行に對しては、また徹底した低金利政策を講じよう、こゝういふ考へ方もありましたが、しかしこれは改進黨ばかりでできるものでなく、相手があり、これがまた政治でありますので、その辺がかわらない以上は、われ／＼は現在の範圍より以上のものであるならばはつていふので、三派協定ができたのであります。かような次第で、われ／＼が海運を重視し、またかような施策が重大であるといふことは、最初と少しもかわりはないのであります。

○關内委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○關内委員長 速記を始め。

○山口(文)委員 委員長はそう言いますけれども、私はこれで進展しているのです。ですからやはり私は納得の行く答弁をしてもらはないと、お互いにその態度をきめる場合において、非常に問題を残したままではいけない。開くところによると、まだ参議院においてもこの問題は相當問題になつていて、いふことも聞くのであります。けれども私はその考へは毛頭持つておりません。こゝちはこゝらとして、私は独自の立場として衆議院としての審議を行つて行きたい、こゝういふように考へておるのでありますから、そのように了解してもらいたいと思ひます。

そこで今申しましたように私は政府の政策をただしてみましたが、一貫した政策として、二年前にさかのぼつて利子補給をやるといふ計画はなかつたのであります。ところがその理由は、予算を修正したので、それに従つてこのように修正した。しかもそれは政府内において修正しようといふことでも話し合ひをしていられるうちに、三派で共同してこのような案が出たので、政府も賛成をしたんだ、こゝういふように言われておるのであります。ですから私はその点については、午前中申しましたように了解をした。こゝう言つていられるわけですが、やはりわれ／＼は一つの産業だけを考へて行くわけには参りません。国全体の施策の一環としてこれを考へなければならぬのだから、総合的にどう考へるかといふことをお尋ねしたわけですね。そういふように了承してくるならば、私はこれで、あと松原委員の関連質問があるから、その方に譲りたいと思ひます。

たのであります。ところがその理由は、予算を修正したので、それに従つてこのように修正した。しかもそれは政府内において修正しようといふことでも話し合ひをしていられるうちに、三派で共同してこのような案が出たので、政府も賛成をしたんだ、こゝういふように言われておるのであります。ですから私はその点については、午前中申しましたように了解をした。こゝう言つていられるわけですが、やはりわれ／＼は一つの産業だけを考へて行くわけには参りません。国全体の施策の一環としてこれを考へなければならぬのだから、総合的にどう考へるかといふことをお尋ねしたわけですね。そういふように了承してくるならば、私はこれで、あと松原委員の関連質問があるから、その方に譲りたいと思ひます。

○松原委員 われ／＼はできるだけ慎重に質疑をやつて、審議をいたしまして、そうしてこれに対する態度を突は決したいと思つておるのであります。初めから反対しようという目的を持つたり、あるいは初めから賛成しなければならぬといふようなことも別に考へておりません。従ひましてこれは議員の義務として、ひとつ慎重審議を許されんことを、特に自由党の諸君に了承を願ひたい。そこで私は午前中保留いたしておきました通産省関係の問題を一つ二つ、きわめて簡単に伺ひたいと思つておるのであります。たしか二十五年かと思ひますが、鉄鋼補給金あるいは非鉄金属の補給金、その他い

わゆる補給金政策を吉田内閣は捨てたのであります。そうしてできるだけ補給金から温室育ちの産業をつくらうてはならないという理由、二つには補給金等助成策についてまわりまるところの國家の干渉を排して、できるだけ自由経済、いわゆる自由党の自由経済の建前からこれを廃されたといふことは考へておるのであります。しかるに今回の修正案によりまして、私たちが立場、考へは違ひますが、自由党内閣としては、せつかく一貫してその自由経済のために補給金を廃して参られたにもかかわらず、今回の修正案によりまして、形は開銀の金利の補給となつておられますけれども、ともかくにもこれは旧来の補給金の一つの形にすぎません。かような補給金制度をとられるといふことに対して、御賛成であるかどうか、もし御賛成であるとするならば、吉田内閣の補給金政策に対する考へ方をおかえになつたのかどうか、いづからどういふ理由でおかえになつたのか、将来どういふふうな方向にひつぱつて行こうとしておられるか、その点を承りたいのであります。

○古池政府委員 お答え申し上げます。お話のようにわれ／＼自由党といつたしましては、また自由党内閣といつたしましては、あくまで経済は自由といふ基調のもとに進んで参つておることは御存じの通りでありまして、補給金を廃止して参りましたのも、その政策の現われにほかならぬのでございませぬ。しかしながら今回の措置は、これはいわゆる補給金ではございませぬ。ことに一般産業の発展のための基調となる船、特に貿易関係におきましては、あらゆる産業に共通するような基礎的な事業でございまして、こゝういふ

意味から行つて、この際どうしても戦前あれだけの日本に有利な影響を持つておりました船の關係を、なるべく早く以前にもどして、そしてこれをベースにして日本の輸出振興にも大いに役立てて行こう、こゝういふ観点から特に今回の改正がなされたものと了解いたしまして、全般的にはもちろん原則として自由経済はあくまで堅持をして、できる限りこゝういふ補給金といふような特殊な扱いはしないのが原則でありますけれども、今回のような場合に限つて例外と申しますか、こゝういふ意味合いをもちまして、われ／＼も賛成をしておるような次第であります。

○松原委員 そこが問題なのであります。すなわちこの造船用の鉄鋼を突破口として、そこから補給金制度が漸次広まつて行くといふような傾向があるように思ふのであります。われ／＼はそれに反対をするのではないのです。実は一貫性ある総合的な政策のもとに、造船あるいは海運事業を助成するといふのであるならば、われ／＼は反対をしないのであります。その方法はいろいろありますけれども、しかしながら単に運輸事業だけにこゝういふことをやるのだ、そうしてほかのものは例外であつて、ほかには及ばさない、こゝういふ考へ方自体が非常なアンバランスな政策であつて、やはり産業政策全体に、これは例外だからどうだといふようなことは考へないで、全体をにらみ合せて、一貫した総合的な政策をとつて、海運ないし造船の助成方をとる、こゝういふ立場に立たれるのがほんとうではないか。われ／＼はこゝういふ立場において実は質問をいたしておるのであります。現に原案において

意味から行つて、この際どうしても戦前あれだけの日本に有利な影響を持つておりました船の關係を、なるべく早く以前にもどして、そしてこれをベースにして日本の輸出振興にも大いに役立てて行こう、こゝういふ観点から特に今回の改正がなされたものと了解いたしまして、全般的にはもちろん原則として自由経済はあくまで堅持をして、できる限りこゝういふ補給金といふような特殊な扱いはしないのが原則でありますけれども、今回のような場合に限つて例外と申しますか、こゝういふ意味合いをもちまして、われ／＼も賛成をしておるような次第であります。

はそういう鉄鋼補給に類するようなものはなかつた。それが今突如として改正案で現われて来た。それに賛成を余儀なくされたから、それでこれは例外として認むるものであるといわざるを得ないでしょうけれども、しかしながら政府としてはそこにみずからの政策の基本的方針に破綻を来しておるのではないかと。もし初めからそういう考案があるならば、なぜ原案にそういう考案が出されなかつたか。運輸省では従前よりそういう方針を望んでおられたことをわれわれは知っておるのであります。大蔵省なり通産省なり一貫しての政府において、それだけの政策を実行する願がなかつた。すなわち補給金制度をとる願がなかつた。けれども今回その本来の基本方針を打破されるようなことを強要されたのではないかと。この点に関して率直にお答えを願うのであります。

○古池政府委員 お尋ねになつておりますが、私よく了解をいたしますが、最初申しましたようにわが党といたしましては、あくまで自由経済で行きたい、この根本観念にはどうもかわりはないのであります。この戦後の産業あるいは貿易をどうしたら振興できるかという、いわゆる生きた経済政策に臨みました場合には、やはり機に依つて最も適切有効なる方策をとつて行くのが、政府としての任務ではないかと思つておるので、いわゆる観念的な面ばかりでなく、実際に即してやつて行く。原則には多少の例外というものがあるということ、どこでもあり得ることだと考へておる次第であります。

にあつて、その例外を認められて、政府の本来の方向をかえられることがないというふうに思つておるといふ話であります。何としてもその御答弁は御答弁であつて、そういう御意思であるとは受取りがたいのであります。われわれとしてはもつと政府としては国際収支の改善、そのための貿易の振興、あるいは国際価格に国内物価をさや寄せをするところの諸方策、それらの点を総合的に行つて行かれなければならぬと思つておるのであります。さうな観点からして、現在の日本の経済の突進、世界の経済の突進、それらものをならみ合せまして、どうして自由経済などというようになちやぢな、旧式な時代遅れの方策ではやつて行けない、私どもはさうに考へておるのであります。それから、この法案それ自体にはわれわれは反対しないのであるが、しかしそれならばそれでもつと基本的に、総合的な一貫した、さうして均衡のとれた政策をもつて、その一環としてこれを出されるならば、われわれは大いに賛成する。こういう点について通産省としては、本来の産業省としての立場を堅持されるように、この際特に私は望んでおきたい。ことにこれとMSAとの関係等は、通産省と非常に関係あるところの経審庁の考へ等をもつていたしましても、平和な、平常な貿易の振興によつて、国際収支の均衡をとれるように、回復できるようにしなければならぬという考へをみずから主張をいたしておるのであります。一方においては、その平和産業によるところの国際収支の回復とはまつたく逆行するやうなMSAの問題が起つておる、こういうやうな点にこれまた常に

お得意の総合性のない、支離滅裂な、さうして均衡のとれていない実態があるのであります。かれこれにらみ合せて、ひとつわれわれの意のあるところをよく考へていただきたいと思つておるのであります。

なおひとつ今後さらに運輸事業、ことに外航船舶に対するところの特別の育成方法というものが、必要に応じて他にも及ぶ可能性のあることを私どもは認め、すなわちそれを突破口として、もつと大きな政策が打出される、その傾向を余儀なくされるのである。私どもは予期しておるのであります。その点に關する御感想を承つて、私の質問を打切ることになつてしま

○古池政府委員 お答え申し上げます。今後のわが国の産業政策を進めて行く上におきまして、お話のように非常にいろいろ問題があると存じます。従いましてさういふ問題を逐次処理して行きますためには、ただいまお話になりましたやうな御意見は十分に参考といたして、産業が振興し、国際収支が見合つて、自立経済を一日も早く達成できるように、われわれも努力して参りたいと思つておるので、どうぞ御了承願ひます。

○關内委員長 原君、簡単にお願いいたします。○原慶委員(改) 関連して……。ただいま通産政務次官の御答弁によりますと、船の利子補給は例外的にお認めになるといふお話なんです。これは通産政務次官としてでなく、大蔵政務次官として、政府側の御答弁と私は解釈するので、先ほど大蔵省の方の御答弁によりますと、重要産業であるか

ら利子補給をしなければならぬというお話です。例外的ということになつたならば、ほかの産業はやらぬ、これだけやるといふお考えであるか。さうすると今後利子補給をしなければならぬ問題が必ず起きて参ります。さうすると、これだけ例外にして、ほかはやらぬというふうに聞えるのですが、その点はどうなんですか。政府内部が統一していないではないですか。

○古池政府委員 私が例外と申しましたのは、ともかく現在問題になつておられます。これを全般的に他の産業にも及ぼして行こうという意味ではない。あくまで自由経済政策をとつて行きますけれども、これも例外の一つとして今回はやつたらいいだろうということをお申しましたので、今後のいろいろの情勢の変化もございませうから、これ一つであるというやうな意味ではございませぬ。

○關内委員長 熊本虎三君。○熊本委員 すいぶん質疑が熱心に行われましたので、できるだけ整理をして重複しないやうにと思つておられます。同僚の質疑の中でどうしても理解できないものがありますから、重複するかと思ひますけれども、お許しを願ひます。第一には例外中の例外というやうなことを先ほど次官からお話のございましたが、私どももこれは例外中の例外であるというふうにお話しておりました。というのは、開業銀行の利子を三分五厘の業者負担でとめようという点、それから市中銀行の利子を五分の負担でとめて、あとは國が補償しようというのでありますから、たいへん重大な問題であります。午前中に關連質

問で運輸大臣にこれは革命的な考え方であると言つたのであります。それほど思い切つた政策だと考へます。それで問題はさうなつた場合に、先ほどから質問がありますように、それならば造船計画の重大なることはわかつておりますが、これに匹敵するやうな他に緊急重要なものは見当たらないのかどうか。全面的な日本産業経済計画の面から行きますれば、現在のやうな高利に改めて、低利政策をとらなければならぬ。それに悩んでいるものは幾らもあつて困つておるのであります。ほかにはさういふものは見当たらないとお考へかどうか。念のために聞いておきたいと思つて。

○古池政府委員 最初に私が申し上げましたように、わが国の今の産業の状況から申しますと、全般的に金利はもつと安くならねばならぬと確信していらぬのであります。しかし今全面的に金利を引下げるといふことは、実行問題としてはどうして困難であるのであります。そこで今度の造船に対する特別な措置が考へられたのであります。が、しからば今これと同様に重要なものがあるかないかという問題は、なかなか重要な問題だと存じます。必ずしもこの造船のみが重要で、他のものは重要でないというやうなことは言ひ切れぬのであります。かような措置としましては、やはり逐次そのときどきの情勢に応じて考へて行かなければならぬので、今からあらかじめ予想して、こういうやうなものにはこうするといふやうなことは、ちよつと申し上げることができないのではないかと存じます。

○熊本委員 私どもは今ここでこれに匹敵するような重要問題をたくさん考へておられますが、しかしここでそれを羅列して討論にわたることは避けたいと思ひます。但し聞いておきたいことは、これに匹敵するような緊急重要な問題があると思はれば、こういう施策をこれから広げて行こうというお考え方があるのか、それはそういうものか、つても、もうやらぬとおしやるのか、ここが一番重大だと思ひます。私どもも、この前の十五国会におきましても、国際的な金利の調査を願ひ、さらに各経路の利益配当の参考資料を得て、こういうものと勘案をして、この案についてはわが党曲げて賛成して、くれといふ了解を求めるほど、たくさん重要事項をかかえておられます。従つてこういうような案を出されまますならば、党に帰つてどうするかということになりますと、将来の政府の方針を聞いておかないことには、どうしてこの結論が出て来ないと思ふ。その意味において私は聞いておるのでありますから、従つてその点については金利が高いことはだれもわかつておられますから、やはり諸外国の産業政策と並行するように、こういうものはどうもやつて行く、こういうふうにおしやつていただくならば、この問題については、われ／＼もその緊急性は知つておられますから、十分党に納得するように相談してみたい、かように考えますので、もう一ぺん御答弁願ひたい。

○古池政府委員 長い目で見まして、金利をだん／＼安くして行くということについては、そうせねばならぬと考へますけれども、今さつそくに取上げ

て、これと似寄つた重要な産業が現われた場合にはどうするかということ、これはたゞいま申し上げましたように、これはそのときになつて考へてみないと、今からあらかじめ予測することは困難であると思ひます。

○熊本委員 はなはだあいまいな答弁で、私は党に帰つて相談に苦しむのであります。そのれんに腕押ししたような押問答は避けたいと思ひます。次に移ります。政府関係の方々は口をそろえて低金利政策とおしやる。まことに私どもの求めてやまざるところであります。満腔の敬意を表しましう。ところがその低金利政策とは、どういふことかということが問題であります。あなた方は低金利政策といふことを言つておられるが、それは業者に対して利子の高いものを補償してやるだけであつて、国の政策としての低金利政策ではない。高い利子を国が補償してやれば高利の裏づけになる。それで一体国の低金利政策といふものがどこから出て来るか。高くしようがな

い、経営が成り立たない、外国船舶と競争ができない、それだから、しようがないから国が補償してやる、それが低金利政策と思つておられたら大きな間違ひなんだ。低金利政策とは、国の施策を立てて、そして現在行われつてあるところの、金融機関が取上げておる利子を政策によつて下げることであります。この点は一体どうお考えですか。

○古池政府委員 お言葉のように、低金利政策という以上は、やはり全般的な金利を下げて行くことであつて、特に政府が助成をして金利が下つたからといつて、それは本来の低金利政策ではなからうと存じます。

○熊本委員 金利が下つたのではなくて、高い利子の補給を政府が肩がわりするだけなんだ。低金利政策ではない。低金利政策とは、イギリスのように金融機関を国家管理して、そうして産業開発のために金融政策を根本的に樹立することがなくちやならない。そのことには、どうも金融機関のごきげんばかりを考へて、一つも手を触れようとしなさいで、そうして国が肩がわりをして痛いところを補償してやるから低金利政策だなどといふことは、私はおかしくてしようがない。私はわからぬ。私の頭がおかしいのかどうか知りませんが、とにかく第一次大戦当時における英国の金融の状況をみれば、不慮不要の金融にやはり英国といへども七割は流れつた。第二次大戦当時のあつた痛手を受け

たあと、第一次大戦当時のように、再び金融が不急不要の方面に流れ、生産的な方面に流れざることは、国の再建ができないといふところから、出発して、金融機関を国家管理に移した。そうして産業計画の根本的樹立のためにこれをやつておる。保守党のチャーチルが出たつてこれをやめようとしていない。そのことに手を触れようとしていない。いいかげんなんだまかしのなのおべんちやらではわれ／＼は了解ができない。なるほど仰せのように、ほんとうに国の施策として低金利政策をとらうとおしやるならば、金融面に対する國の方針として、手を入れようとするかどうか。先ほど山口君も言つておりましたが、私は調査をして参りますが、まだその坪数はわかただけでも、新しく何かビルができた

と思つて、ことごとく銀行である。銀行以外のビルができてゐるのは、鉄道会館みだりに当局と結託して怪しげなことをやつたものだけで、おおむね銀行だけが至るところへビルを建ててゐる。私は戦後における銀行の建設の坪数を今調べさせていただきますが、残念ながら私の手元にまだ来ておりません。それほど金融機関といふものは、今日の金融逼迫に乗じてみずからの當利に汲々としてゐるのである。そうして造船といふような必要な産業がどうしてもやつて行けぬから、國が國民の税金でもつてこれを補給するといへば喜んで、高くさえてつておけばいいでも補償してくるから、もつと高くしてもよろしいと増長するだけのことであると思ふ。こういうものをもつて低金利政策などといふような考へ方は、これは今日以後根本的に改めてもらいたい。金融政策について、現在内閣においてはどういふ考へ方であるか、将来臨もうとするのか、この点をお聞かせ願ひたい。

○大月説明員 低金利政策の問題につきましては、政府機関の金利を下げた

りあるいは補給金を出すところによりまして、企業の負担を減らすことが低金利政策であると思つておるわけではないのであります。一般的に金融機関から出します金利が逐次低くなるように、できるだけその範囲において下げようとするのが、私らの考へております。低金利政策でございまして、十四年以來これに對しまして、一貫して推進して来ておるわけでありま

す。最高三銭九厘程度でありましたものが、現在短期でございまして、二銭四厘最高といふように、金利調整法によ

つて規制されておりますのもその現われかと思ひます。もちろん一般の企業にペイするだけの低い金利を出すといふことは、客観情勢からいつて不可能であるわけでありまして、できる限り下げたいといふ熱意を持つておるわけでありま

す。それから先ほどの建築の問題でござい

ますが、こういう点につきましては、現在銀行の不動産の勘定は、自己資本の七〇%以内という方針を立てまして、現に実行いたしておるわけでありまして、現在平均いたしまして自己資本の五〇%もよつとが、銀行の不動産になつてゐるかと思ひます。町にできておりますビルその他は銀行のものではないわけでありまして、一部を賃借してやつておるわけでありま

す。○熊本委員 とういふ大きな金融政策の根本問題については、いづれ大蔵大臣に出てもらわれないと、はなはだ失礼ですけれども、事務当局で私の納得の行くような答弁のできないのはあたりまえじやないかと思ひますから、この問題についてきよはこれ以上お伺ひすることは避けたいと思ひます。これだけは委員長において留保さしておいていただきたいと思ひます。ただ申し上げておきたいことは、私も大蔵省の金利調整を三年間命ぜられまして、戦後の金利の動向については一応知つておられます。戦後の経済の動向期におきましては、金利にも上下がございまして、しかしながら過去のそういう問題を比較対照するのではなく、現実た

いまにおける国際金利について、イギリスと日本の比率を対照してあなた方は悩んでおられる。だから方向がさうなつたといふことは、経済のおちつか

ざる動乱期における状態であると私は考えておる。でありますから、だんだんと常態になつて来た場合において、やはり現実をつかまえて判断をして行つてもらなければならぬ。このことについては大蔵大臣にぜひ伝えておいて、明日でも来て大蔵大臣の金利政策なるものを根本的に承りたい、かように留保いたしておきます。

それから次にお尋ねいたしたいのは、あつちこつち飛びましたので、法文の一条、二条というふうな順序に行かないかと思ひますから、体係の方から御説明願ひたいと思ひます。大蔵政府の原案におきましては、これが補給、補償については二十八年度の三月一日とどういふ提案でございます。ところが修正案によつては貨物船について二十五年の十二月以降、それから油槽船について二十六年の十二月以降というふうな遡及されております。これはいかなる関係においてそういうことをなされたのか、そしてそれは政府としても今賛成のようでありませんが、なされなければならぬものをなされずして提案したのかどうか、これは一体どういふような理由から遡及するような修正案について政府は賛成されておるのか、この点についても少し御説明を願ひたいと思ひます。

○岡田(修)政府委員 この点につきましては午前中も大臣が答弁いたしましたように、運輸省としてもこういう重要性を痛感しておつたわけですが、これを提案するチャンスを見ておつた。ところがたまたま同様の考えをもつて三党共同修正に相なつた、かように考えまして、もと／＼運輸省の考えをおりまして思想と相一致したもので、かよ

うに考えております。○熊本委員 これも大蔵大臣の方がいかと思ひますけれども、大臣が見えませんが答弁ができたら大蔵当局に願ひますが、政府が一つの原案を提案する場合においては、多分各関係当局にも打合せの上、法案というものをおつくりになるはずだと思ひます。従つてたまたま局長の御答弁によりまして出されたので、まことにけつこうであるというふうな答弁でありまして、私どもの考え方からすれば、大蔵当局においてはそれ／＼の各重要産業もある関係上、融資その他の関係において、運輸省がそういうふうな希望を持っておつたのであるけれども、法案作成については大蔵省の困難な理由がどういふことにしたものと推察するのではありませんが、その点について大蔵省は一体どういふお考えで、そしてそういうことはもう問題ではない。幾ら持つて来て大蔵省はけつこうだからというお考えであるのか、あるいは提案の以前に打合せがあつたのかなかつたのか、その点を御答弁願ひたいと思ひます。

○大月説明員 今回の修正案は国会でおきめになりましたものでありまして、大蔵省の意見は全然入つておりません。

○熊本委員 両者で打合せの上答弁をされたのでは、はなはだ怪しいのであります。重要なる法案を出す際に、これに予算の伴うものにして、大蔵省を旨にして単独で出されるいわれはないと思ひます。しかしこの修正案に賛成されておる運輸省の関係者がおるところで、それは

大蔵省困つたからそういうことになりましたと答弁をしたのではなはだ困るから、打合せの上適當なる答弁があつたのだと思ひますが、はなはだ不親切だと思ひます。われ／＼が聞こうとするとは、打合せがあつたかないかについて責任を問おうとするのではない。先ほど言うように、同じ日本再建のために汗とあぶらで努力しながら、かつお金融面やその他の面に行き詰まつた、まことに悲惨な業界がある。だから大蔵省の考えとして、こういう程度のもものは事情上よろしい。それからもう一つそういうものがあります。ならば、大いに奮発してそれもいれましようというふうな打合せの上でやられておるならば、またわれ／＼は先ほどか

次に移りますが、それはこういう大なる補助育成の法案でございますが、何条でございますか、条文はわかりませんが、利益配当の制限率については政令で定めるといふことに相なつております。政令は本案が通過した後にございまして、従つて私どもが心配をしますことは、こういう國の大きな犠牲によつて育成されるころの造船業というものの利益配当については、最大の関心を持ちます。昨年私が英國並びに米國の業界の利益配当の資料を求めました。ところが低きは五分、最高が八分という数字であつたと記憶いたします。かくのごときおおむね國のまるかえといふような保護の事業において、一定の規制をしようとする利益配当額は、どこに見当を置いておられるか。この前の修正案を見ますと、二割を限度にしておつたものに対していろいろ／＼な議論が出て、そしてその

制限を撤廃するといふような修正案が出まして、まことに恐ろしき限りであります。従つて本来から言いますならば、この修正案の中に政令で定めるのではなく、条文の中に制限配当率というものは記すべきであると私は考えますが、しかしそれ／＼の方で修正になつて来るかどうかはまだわかりませんが、そういうことを今ぜひかしく言おうと思ひませんが、この政令で定める制限の配当率はどこに置くかと当局はされておるのか、この点をひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○有田(善)委員 これは提案者の方に關係がありますので、提案者の気持だけをお答えしたいと思ひます。実は金利に対する補給制度をつくりましたのは、先ほど来話したような次第であります。先ほど海運事業は熊本さんも御承知の通り、非常に波のある事業であります。電力も同じく重要産業であります。電力のごときは比較的安定した事業であり、海運はそこに、重要さは同じにしまして、特質があるわけですが、従つてわれ／＼といたしましては、國民のたつとき税金によつて金金の補給をやるが、もし海運界が好況になつたときには、その補給金は返してもらいたい、政府においてこういう波を調整しようといふのが、一つのねらいであります。そこでこの十二条と十三条において、おおよそ一割程度の配当ができるようになれば、もうそれでストップする。それから一割五分の配当になるならば、今まで補給金を出しておつたものを取上げる、こういう考え方でありまして、しかしそれは御承知の通り、会社の資本構成によりまして、配当率で行くといふことは非

○大月説明員 政府が提案いたします法案につきましては、完全に各省間の了解を得まして提案することになつておりまして、最終の決定は関係各大臣の御出席の閣議においてきまるものでございまして、従ひまして政府の提出いたしております第一案につきましては、十分なお打合せの結果出ております。またその予算につきましても十分双方において、もちろん不満足な点はないと思ひますが、この点でやむを得ないといふところで完全な御了解ができておるものであります。ただ今回の修正案につきましては、国会でおきめ願つたことでありまして、全然意見を申し上げる立場にないといふことを申し上げるのであります。

○熊本委員 大体において裏の方がわかつて参りまして、私も修正案のことについては質問はいたしておりませんが、これは大蔵省の責任ではございせん。○有田(善)委員 これは提案者の方に關係がありますので、提案者の気持だけをお答えしたいと思ひます。実は金利に対する補給制度をつくりましたのは、先ほど来話したような次第であります。先ほど海運事業は熊本さんも御承知の通り、非常に波のある事業であります。電力も同じく重要産業であります。電力のごときは比較的安定した事業であり、海運はそこに、重要さは同じにしまして、特質があるわけですが、従つてわれ／＼といたしましては、國民のたつとき税金によつて金金の補給をやるが、もし海運界が好況になつたときには、その補給金は返してもらいたい、政府においてこういう波を調整しようといふのが、一つのねらいであります。そこでこの十二条と十三条において、おおよそ一割程度の配当ができるようになれば、もうそれでストップする。それから一割五分の配当になるならば、今まで補給金を出しておつたものを取上げる、こういう考え方でありまして、しかしそれは御承知の通り、会社の資本構成によりまして、配当率で行くといふことは非

常に不合理な点が出て参りますので、この法案にありましますように、当該資本に政令で定める率を乗ずる。いわゆる利益率でございませぬ。利益率を幾らにするかというのを、ここにはつきりときめた方がいかもしれませぬけれども、しかしそれ／＼資本構成におきまして事情が違ひ、また時の経済状態におきまして金利の状況もかわる場合がありますので、これは実情に合うように政令に譲る、その点はひとつ政府を信頼して、適切な措置を講じたらどうか、こういうふうにならねばは立法手段を政令に譲つたのであります、今申したような気持で提案者は考えておることと御了承願ひたいと思ひます。

○熊本委員 政府当局からひとつお答え願ひたい。政令はおおむね政府がやるのでしようから……。

○岡田(修)政府委員 ただいま提案者から御説明のありました趣意に沿ひまして、利子補給金を停止する場合に、おおむね一割の配当が可能になる程度の利益が出た場合、それを資本に對してどの程度に率にするか、これは十分大蔵省と打合せの上できめて行きたいと思ひます。さらに返還の場合、一割五分程度配当可能な利益、こういう趣意でございませぬので、そういう趣意をくみまして、大蔵省とも打合せを定めて参りたい、かように考え参ります。

○熊本委員 そうしますと、利子補給の点については一割程度、元金償還については一割五分程度、かように了承してよろしゅうございませぬか。

○岡田(修)政府委員 私ども提案者から承つておるところでは、一割以上の

配当をなし得るような利益を上げました場合には、その期の利子補給を停止するわけでありませぬ。ところが一割五分配当可能以上の利益を上げました場合には、その期の配当を停止するほか、さらに従来から利子補給をもちつて返還して行く、こういうのであります、そういうふうな考えであると了解しております。

○熊本委員 そうしますと、先ほどの提案者の説明と少し食い違つて来ると思ひますが、もう一回お願いしたいと思ひます。

○有田(喜)委員 決して違つてないのではありません、今海運局長から答弁した通りであります。

○熊本委員 それではさらに進みますが、この利益比率というものは、いわゆる一つの業態の資本によらなければならぬ、こういうことにならうと思ひますが、たとえば一割と規制をいたしたとしても、これに再評価の方法をもつて増額されたり、あるいは増資の形式をもつて出資金がふえた場合、これは極端な話をするならば、五倍の出資金になつた場合においては、現在の利益配当五割というものと匹敵するようない、こういうふうな場合のことを想像して、一体これで処置されようとする方針はどの程度にあるのかを、この機会にお尋ねしておきたいと思ひます。

○有田(喜)委員 御承知の通り日本の現在の海運の資本構成は、自己資本がきわめて少く、全資本構成の中の二割以下、一割八分程度ではなからうかと思ひます。外部資本が八割以上占めておる。イギリスのときはその逆で

ありまして、少くとも七割以上は自己資本で、外部資本に三割くらい、日本の戦前の状況も今のイギリスのような資本構成であつた。ところが終戦後はかような状態で、非常に外部資本が多ございませぬ。この外部資本の多いことは、日本海運の経営上の一つの問題ではなからうか。私は自己資本がもつて加わることが、経営を健全ならしめるゆえんであると考へます。従いまして、資本に對して利益率が多くなる。おそれる業者は資本の増加にまわるのではなからうか。これは一つの海運の基礎を固めるゆえんじやなからうかと思ひます。むしろその増加は歓迎です。しかしそれも程度がありまして、いわゆる合法的脱法行為をやるおそれがあります。従いましてわれ／＼としましては、ここに法律上明らかに配当率何ぼといつてきめることは穩やかでない。そこで政府で政令によつても、氣持はおおよそ配当一割というふうな氣持であるが、実際上一割に満たないで、もつと以下になる場合もあるだろうと思ひます。とにかくきょうな氣持において公平に政令を定めて参りたいというのが、提案者の氣持であります。同時にあとの条項にありませぬ、政府におきまして経理の勧告権ありはいる／＼の勧告事項を強化いたしまして、従来が増したところの適切な勧告をやつて、実情に合うように進めたいというのが、提案者の氣持であります。

○熊本委員 ただいまの説明で、氣持はわかるのであります、しかしながら当局の勧告権といへども、そういうふうな場合のことをうたわすして、政

策的な増資が行われたり、そういう場合に具体的にどうするかということ、私はできないと思ふ。その条文は私には見つかからないわけなんで、それをただいまの答弁では、資本類は大体現状を中心としてというお考えのようでありまして、精神はわかりませぬ。しかしどうでなかつた場合に、どの条文でどういうふうな規制するかということ、私には見当らない。そういう場合は、単なる勧告と言われませぬが、勧告で、お前は増資しちやいかぬとかいふことまでは、勧告権が行くようにはなつておらぬと私は思ふ。その点どうですか。

○有田(喜)委員 ただちに増資を認可にかけたり、そういうことはしておられませんけれども、しかしこの十四条をざらんにございませぬ、しかしこの十四条が、「不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告」ということがありませぬ。これは経理といへば非常に広い範圍を持つておりますので、その点から適切な勧告ができます。その勧告に従わないときは、また今まで補給しておるものを巻き上げるという方途も講じてありますので、その辺のところは政府を信頼してよくはなからうか、かような提案者の氣持であります。

○熊本委員 そういふところに、意識的か無意識的か知りませぬが、ルーズなところがひそんでおると私は思ふ。このことを何かの法文の中にうたつておかざる限り、そういう面についてはまことに抜けのない日本の経営者が、どういふことをして来るかということについて、あまり甘く考へておると、えらいことになりはしないかと考へるのであります、この程度の監督

権をもつてしてなせばなし得るような道を開くということ、かえつて親切を欠くと思ふ。だからそういう場合においては、融資当時の資本に對してと、いろいろな字句の挿入があつてしかるべきだと私は思ひますが、当局のお考え方を伺ひたいと思ひます。

○有田(喜)委員 当局はあとで答へるでしょうが、先ほど申したように、十二条なり十三条を見てもらへばわかりますが、政令で定める率といふことがつきりしてゐる。それは資本に對する率であります。私は海運界の資本がより増資されて行くことはいいことだと思ふ。先ほど申したように、現在の日本の資本構成は非常に不合理です。全体の二割八分という二割以下の自己資本で、外部資本が八割以上を持つておるといふのは非常に不健全であるから、増資ができるということはむしろ喜ぶべきことだと思ひます。従いまして政令で適當の率をきめておるわけですが、この政令できめることになりませぬのは、御承知の通り配当と利益率は違ふのです。不健全な配当をやることもあるし、健全な配当をやることもある、むしろ利益率の方から見ていつた方が適切だらうという考え方のものと、こういう方途を講じたのであります。氣持は、おおよそ配当は一割であるが、しかしそれが八分になる場合もあるし、いろいろの場合もある五分で停止される、極端にいへば無配当で停止されるという場合もあるかと思ひます。

○熊本委員 配当率は不健全な政策配当があるから、利益率の方がより完全であるといふことは、私も同意です。

そこまでお考えくださったのが、あなた方の緻密なる調査あるいは研究の結果でありますならば、私の心配する、やろうと思えばやれるがごとき道を開いておくことは、かえつて業者に対して、ややもすれば安易に、そういうふうないたずらをしてみようという気持ちを与えるべきであるのでありますから、私としては、やはり融資当時の資本量をおくまでも起算をするということにすることの方が、より妥当だと考えております。増資によつて将来また企業の内容も増大される。従つてそれに伴う利益の増大ということが次に起つて来ることでありますから、次の問題について融資をする場合においては、その融資をする現状において比率をきめるということの方がまことに妥当であつて、健全であると信ずるのであります。そういう点をどこかに挿入して明確化する御意思はございませんか。今度は当局から承りたいと思つております。

○岡田(修)政府委員 私は先ほど提案者から御説明がありましたように、むしろ海運会社の増資を促進するという面を重く見るべきでないか。たとえば船会社が国への返還金を免れるがために増資するものがありまして、それは微々たるものでございまして、もしも増資をして金を得たという場合には、当然それらの金は借入金の償還に振り向けられるもの、かように考へるのです。もしもそういう増資の金が償還金に振り向けられないで、他の目的に使われるという場合には、私どもはこの法律で与えられまする監査権によりまして、十分内容を監査すると同時に、經理の改善について監督をいた

したいと考える次第であります。もしこれを現在の融資といひますか、資本金で押えるといひますと、非常に苛酷といひますか、不当な結果になる。たとえば今資本金五千万円くらいで十億くらい借りてゐるものがある。利益が出ます場合には、その十億五千万円、すなわち使用総資本に対して二割とか三割くらいの利益が出るとする、十億に対して二割出ると二億であります。ところが資本金に対しては、五千万円の資本金だと四十割という利益が出る。ここで押えようとする場合に、その五千万円の何割かで押えるわけですが、そうした場合に、会社が多少の増資をしたとしても、今の船会社の資本構成からいひますと、利益を隠すほどの大きなものにはならないと考へるのであります。その点はむしろ増資しやしないような形にした方が、海運の資本構成という面からいつて望ましいであらうと考へてお

○熊本委員 自己資本の増大、また一般増資に基く経済力の増大、これは私どもも皆さんと同様に賛成であります。しかしながらそれと配分制限というものの関連性はないと思つて、そういうことではなければならないというところから考へてみますと、逆に私は、今度政令で定めるときは利益率の制限というものは、増大されて行くおそれがあるといふ心配をいたします。自己資本の増大は私どもも求めてやまないところでありまして、それがこの面において増加されたならば、増加に基いてこちらの補給金並びに補償の程度について関連性が増大するといふ形は、制限があつてなきにひとしきものである

と思つて、だからその点は何がそちらの勘違いではないかと思つてあつて、もう一度御答弁願へば幸いだと思つております。

○有田(喜)委員 ちよつとあなたが思ひ違ひをされてゐるのではないかと思つて、この法案の第一條を見てもらつてもわかりますように、外航船舶の建造を促進するとともに、わが国海運の健全なる振興をはかるといふのが大きなねらいなのです。増資をしますと資本金に対する利益率は少くなる、これは理の当然でございします。しかしそれが同時にわが海運の健全性を増すわけなことをやつて行くのも、結局海運の健全性を増して、国際市場にまみえりつぱに太刀打ちができるようにする、これがわれわれのねらいです。しかしあまり利益をむさばるようなことがあつてはいかぬといふので、ある一定の利益率になれば補給金を停止する、それ以上は返還をさせるという構想でありまして、あくまで海運の健全性を発揮させる、それで国際競争場裡に出て貿易の伸張と外貨獲得に役立てよう、こういう大きな観点に立つてゐるわけでありまして、その趣旨に立つて政令を出そうといふ考へであります。

○熊本委員 この点は見解の相違でありまして、言おうとする精神はわかりますけれども、せつかく一つの制限をしても、仕事をすれば無制限になるという甘つちよるい法案ではしかたがない。せつかくこういうことで一方に資本の増大、経営の健全化をはかりながらも、保護育成をする限りは、返すものは返せといふことで制限の率がここにあるのだが、もしあつてもないがご

ときことがあつてもしかなかったが、ないのだ、健全化のためにはやむを得ないのだといふ考へ方だと、この政令で規制するといふ意味がない。この点については、どうもあなた方は一生懸命海運界の安定と増資に基く資本の増大、こういうところにはばかり重大性を置かれておるから、そういうお考へ方だるうと思つておられますが、あるいはこれは意見の相違かもしれませんが、この程度にしておきますが、もう一度私の考へておるようなところはとくと御勘案を願つておきたい、かように考へるわけでありまして。

その次に移ります。ただいまも提案者から御心配になつたようでありまして、この法の対象とするものは、やはり一つの規格の中にはまつた海運界であることは法令にも出ておるようであります。従つて外人の重役などというふうなものについては当然まかりならぬ、こういうことに相なつておると思つておられます。その点はよいのでありますけれども、日本が保護育成することによつて、だん／＼と海運界が健全化して行く、こういうことになれば、外資は導入され、増大されるといふことが、傾向としてあるのではないかと私は思つておる。そうなつて参りました場合に、この出資制限というものは、たとえば航空法等では三分の一の出資制限がございしますが、これには何らの規制がございせん。そうなつて参りますと、事実上の執行機関たる重役といふものは法に合致いたしまして、その会社を動かすべき実際の實力といふものは、出資のバランスによつてものの言うといふ形に相なると思つておるわけでありまして、そういう面について何か

一言触れておかなくても御心配はないとお考へかどうか、その点お尋ねしておきたいと思つております。

○有田(喜)委員 第一の点は、もうわち増資の点であります。増資しますと、その金はおそらく今までの借入金返済にまわる。そうすると、一方出すべき金も、金利の補給も減つて来る。増資が企業健全化のためにい、同時に借金がなくなつてよくなつて行く、こうなつて来ると、政府の補給も減つて来る、こういうふうな意味合いにおきまして、私は十二條のあれが増資の方にまわつても、それほど心配はいらぬといふことを申してはありませぬ。

それから次の外資の問題であります。これは非常に重要な問題であります。私外資の問題は深くは検討いたしておりませぬけれども、たしか今外資に関する法律といふものがあるはずで、外資に関する法律によりまして、日本法人に対して外国の資本が過半数入つて来るとかいうようなことはできないようになつてゐる。私の記憶に間違いなかりせば、さうよに思つてゐるような次第であります。

○熊本委員 外資に関する法律といふものをもつて、日本の経営体に対する外国資本の制限があるといふことではありますから、そうしますと、私不勉強にしてそれをまだ見ておりませぬので、当局におきましてはただちに参考資料を御提示願ひたい、かように存じます。それを提示していただきまして、もし私の考へ方が杞憂であれば、その点は是正することになります。

次にお尋ねいたしたいことは、經理運営に關する当局のいむゆる監督権でございます。私どもの考えますところでは、ああいふ底の監督権では、これほどの國をあげての補助育成について、はなはだまだ物足りないという感じを持つております。この点についてもう少し經理内容について強化されたる監督権が必要であると考へますが、その問題についてのお考え方はどうか。

それから一つは、造船界に對しまして最も熱烈な関心と、それに対する努力を傾倒してゐるものは、何といひましても、これは造船に携わるいむゆる労働者であります。この労働者の諸君は、命にかへてもこの造船計画について身を挺して、赤誠もつてそれにとたえようとする情熱を傾けてゐるのであります。もちろん経営者といへども、みづからのことでありましから、当然これに抜かりはなからうとは思ひますが、われわれはでき得るならば、こゝろいふような現状にかんがみ、情熱を傾けてその前線に立つておられます労働者のその成績増進のために、やはり何らかの形式によつてこれに協力するといふ態勢が必要かと考へておりますが、これらの点には御一考をなされておらないようでありまして、こゝろいふ点についてはどういふようにお考へてございませうか。この機会にお尋ねをいたしておきたいと存じます。

○有田(喜)委員 經理の監督問題につきましては、ここに「不当な經理の是正その他經理の改善に關する報告」ということがあります。これは相當幅の広い改善報告ができる。報告だからな

まやさしいようでありませんが、その報告に對して聞かないときには、あとの条文にありますように、利子補給に相當する金額の全部又は一部を國庫に納付しろという命令が次に出ております。これは業者に對して相當きつくことであるかと思ひます。かようななまはんかの罰金制度よりも、今まで補給したものはみな取上げるぞという命令権があることは、私は相當監督が十分できるゆゑんでなからうか、かように考へます。

それから次に労働者に対する問題であります。この海運造船政策を對立する場合におきまして、改進黨といひましても、海員組合並びに造船關係の労働者団体と十分な意見の交換をやりました。海員組合の諸君も、日本の海運が發展してこそわれわれもその生活権が擁護されるのだ、とも、海運の進展のためにわれわれは邁進しようという、かたい決意を海員組合として表明されたのであります。われわれの政策に全面的に賛成されたのであります。造船關係の労働者諸君も、むしろ私たちが激励され、今日のような状態では造船界はたまつたものじやない、やがてはわれわれの首切りも次から次へとやつて来る、何とかして造船の振興をはかつていいたきたい、改進黨が考へてゐるような政策を大いに推進していただきたいといふ非常な協力を得たのであります。その他御承知の通り造船に對しましては二百幾つかの関連産業がございまして、その関連産業は多くは中小企業であります。こゝろいふ中小企業の關係者も、何とかして日本の造船を旺盛ならしめるといふ非常なる熱望を持つており、造船がだん

だんつくれないようになつて来ますと、これら凡百の中小企業者も共倒れになつて来るのであります。かような意味合いにおきまして、われわれは労働者のことも考へ、同時は中小企業者の立場も考へて、これは日本の大きな國策として推進すべきであらうといふかたい決心を待つて、かような提案をしたような次第でありまして、労働者諸君とも相當の打合せがしてあるといふことを、皆さんの前に披露し得ると思ふのであります。

○熊本委員 この利子補給ということからいつてどうかと思ひます。けれども、政府の監督権というやうなものがありますので、その条文の中に、労働者のまじめなる協力並びに生産増強に關する権限に對する発言権、こゝろいふやうなものをやはりどこかに挿入するといふことによつて、大いにその能率、成績の増大を私どもは疑わないのであります。また一方から行きますると、熱意を持つて働きたい労働者の諸君の中から、この重大産業であります造船産業の運営、經理の面にまでも協力を求められたといふところに、労働者のさらに進んだまじめな協力は増大されるものと考へておるわけでありまして、これらの点については忘れてならざる重要な問題だと考へておられますので、さらにその点の實現化のために御一考を願ひたい、かように存じます。

○有田(喜)委員 經理の監督問題につきましては、ここに「不当な經理の是正その他經理の改善に關する報告」ということがあります。これは相當幅の広い改善報告ができる。報告だからな

先ほどからどうも再々私の発言については方々からの制約がございまして、質問しながらみずからあせりを感じておられますので、あと一つだけをお尋ねして、皆さんの御期待に沿うよう

あるかと申し上げますと、罰則規定の中で、罰金三万円といふものがございます。これをなさざる者といふことになりますと、政府の必要によつて求むる帳簿の提出や、あるいは經理内容の報告等々を怠つた者といふことでございしますが、これに三万円とははなはだどうも安きに失するのではないかと、私は説明を聞いておられますと、この修正案に基きますならば、開發銀行からの融資に對する補給金八十五億四百七十三万円と、市中銀行から融資されるものに對する補給金は百六十三億、こゝろいふことでありまして、さらに損失補償の金額を見ますと五十九億七千万円、合計いたしまして三百七億七千四百七十三万円といふ、まことに龐大な國民の費用をもつてこれを育成しようとおつしやるのであります。こゝろいふやうな場合に、政府が法令に従つて求めるものを拒否し、あるいは怠情によつてなさない、こゝろいふ者に対する処罰の方法として、罰金わずかに三万円といふことに至つては、不均衡だと考へます。これは決して取上げるのではなくして、まじめに法令に従つてやれば一銭も払うのはありませんから、もし誤つてそういう不心得者がおつた場合においては、最も嚴肅なる罰則を付して、さういふことのないようになすことが妥當だと考へますが、これを三万円とおきめになりました理由は、一体どういふ關係であらうかをお尋ねいたします。

○有田(喜)委員 これは提案者としてしましては、かよなことは一般の慣例に従ふといふ氣持でありまして、大きな政策の問題ではありませんで、これは國會の法制局にまかせたやうな次第であります。一般の慣例によつてできたものとわれわれは承知しておりま

○熊本委員 そういたしますと、これは怠らざることを欲するのであつて、取上げるといふのが念頭でないことは言うまでもございせんから、こゝろいふ意思をもつて修正をされるならば、修正されてもかまわぬといふ御意思であらうかどうか、ちよつと承つておきます。

○有田(喜)委員 これは先ほど言ひましたように、國會の法制局にまかせたやうな条文でございまして、一般の慣例に従つておるのであります。重要なことは、私の先ほど言ひましたいむゆる補給金を返すといふ方、あの方が重要であります。この方はあまり重視していなかつたやうな次第であります。

○熊本委員 これではよろしゆございませぬ。

○關内委員 これにて本案に對する質疑は終了いたしました。

○熊本委員 大蔵大臣に對する質疑を保留しております。先ほど委員長に了解を願つておるので。

○關内委員 いかれ適當の機会に御意思に沿うようになしたいと思ひます。

○關内委員長 次に港灣運送事業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 私は午前中に引続きまして、時間も相當おそくなつておりますから、簡単に質疑をいたしたいと思ひます。なおこれは委員長に申し上げておきますが、会期も切迫してありま

すので、法案を上げることゝ急がれるのめけつこうであります。しかし私どもはただ反対をするとかいう意思ではないのであります。質疑だけは十分にいたして参りたいと考へます。が、どうもこういう状態に置かれますと、質問も非常に粗雑になりますし、その点は委員長においてとくと考へていただきたい。また本目行います質疑以外については、事務局の方へ質問をいたしたい点もございしますが、その点についてはあらためて委員長の方で適当に取扱つていただくようお願いしておきます。

まず午前引続き御質問を申し上げたい点は、第九條第四項一号では、「船率のな給宮の下における真正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものである」ということが明記されてあります。今日の業者の状態は、濫立によりいたずらに採算を無視するような競争を行い、混乱しております。この条項は実際には有効適切に今までも適用されてないのでないかといううらみがあるのでございします。従つてこの条項が制定されました場合に於ける具体的な対策はどのように考へられたか、お聞かせを願ひたいと存じます。

○黒田政府委員 港灣荷役料金が料率委員会——これは各地方に設けてあります。料率委員会で経営者側と中立側と労働者側との会合により、きめられた料金がございまして、その公示料金を遵守するように指導いたしてあります。もし公示料金を切り下げような場合がございしましたら、そういう場合については、運輸省といたしましては、荷主にそういうことのないよう

に、事実があれば報告するような措置をとりたいと思ひます。
○山口(文)委員 公示料金のことについて申されたのであります。それが、これは現行公示料金につきましては、これはお説の通りでございしますが、その公示料金はわが国だけではないと考へておられます。内外の船主やあるいは大手筋の荷主等から、切下げを業者に対して半強制的に要求したりするようなことがありまるといふことを仄聞するのであります。もしかやうなことがあるとすれば、その対策はどうするおつもりであるか。もし事実ありとすれば、現行公示料金の違反であることは、当然であります。が、当局者としてそれに対してどのような措置をとられるか、これをお伺ひいたします。

○山口(文)委員 わかりました。この法案の公示料金の引下げ問題については、むしろ港灣の今の労働者はこの公示料金を守るために、一生懸命の助力を扱つておられると聞いております。これは当局としてそういうことが耳に入つておるか入つていないか、ひとつお聞かせをいたしたい。

○黒田政府委員 組合の方からそういうことがあるかどうかといううらみは、間がございまして、そういううらみがあるなら、事実を調べてみようというので、目下調べておるところでございします。

○山口(文)委員 今日港灣が非常に混乱をしておつて、何とかしなければいけないといふことは私も常々考へておつたのであります。私はこの法案を出されました提案者に対しては敬意を表します。けれども今のうらみをお答えに行きますと、聞かなければ見ぬふりをするといふうらみは見て見ぬふりではないか、私はどうもその点に疑念を持つておられます。もう少し明快に御答弁をお願いいたします。

○黒田政府委員 そういふ切下げの事実がございしましたら、荷主に勧告して、そういうことのないような措置をとります。またお運送業者が、みづから進んでそういううらみをやめる場合には、登録を停止するといふうらみも講ぜられます。

○山口(文)委員 講ぜられることはわかつておるものであります。聞くところによりますと、今申しましたように、料金の半強制的な切下げを要求するうらみがあるといふことを仄聞するものであります。そういうことを現実にあるかおらないか、一応お伺ひいたします。

○黒田政府委員 そういふことがあるといふことを組合等から聞いたことがありまますので、今各出先の海運局に連絡を出しまして、その事実を調べさせていただきます。

○山口(文)委員 わかりました。この法案の公示料金の引下げ問題については、むしろ港灣の今の労働者はこの公示料金を守るために、一生懸命の助力を扱つておられると聞いております。これは当局としてそういうことが耳に入つておるか入つていないか、ひとつお聞かせをいたしたい。
○黒田政府委員 組合の方からそういうことがあるかどうかといううらみは、間がございまして、そういううらみがあるなら、事実を調べてみようというので、目下調べておるところでございします。

○山口(文)委員 今日港灣が非常に混乱をしておつて、何とかしなければいけないといふことは私も常々考へておつたのであります。私はこの法案を出されました提案者に対しては敬意を表します。けれども今のうらみをお答えに行きますと、聞かなければ見ぬふりをするといふうらみは見て見ぬふりではないか、私はどうもその点に疑念を持つておられます。もう少し明快に御答弁をお願いいたします。

○黒田政府委員 そういふ切下げの事実がございしましたら、荷主に勧告して、そういうことのないような措置をとります。またお運送業者が、みづから進んでそういううらみをやめる場合には、登録を停止するといふうらみも講ぜられます。

○山口(文)委員 講ぜられることはわかつておるものであります。聞くところによりますと、今申しましたように、料金の半強制的な切下げを要求するうらみがあるといふことを仄聞するものであります。そういうことを現実にあるかおらないか、一応お伺ひいたします。

○山口(文)委員 それでは十分に私の意を満した答弁とは言えないのであります。時間もおそいようですからまた後刻伺うことにしまして、九條の規定によりまして、ここにいう利害関係人は経営者のみと解するのではなくて、事業に従事するすべての人がこの規定によつて律せられるといふうら

りに解釈をしていいのかどうか、ひとつ立案者にお伺ひいたします。
○岡本委員 荷主、競争の立場にある同じ同業者、さらに公益の立場では運輸大臣、大体かように立案者は考へておられます。

○山口(文)委員 そういたしますと今の答弁では、たとえばこの荷主だけではなくて、もし従業者——経営の立場にない者がもし経営者の意を受けてそういうことをやつた場合には、利害対象にならないのですか。やはりそういう従業者も利害関係人の対象に置かれるといふのですか、これを伺ひたい。

○岡本委員 運賃、料金の問題でございしますから、従業者は間接には関係がございしますけれども、直接利害関係人とは私は考へておりません。
○山口(文)委員 わかりました。それは今度十六條についてお尋ねをいたしましたと存じます。十六條によりまして、第二條第二号、第三号又は第四号の行為の少くとも一部を自ら行わなければならない。第二條の二号から四号まではその業主のみならずから行ふべき範囲を規定いたしておるのであります。が、その一部のみならずから行ふことによつて資格を得るようになっております。が、これでは元請はただその下請業を激化させ、混乱を生じ、ひいては不当なる実質的料金の引下げを誘発するといふうらみがあるのではないかと考へておるのをどうぞお伺ひたい。

○黒田政府委員 この運送事業を行う場合に一種から四種までございまして、船内とはしけと沿岸を一貫して行うものを一種、船内を二種、はしけを三種、沿岸荷役を行うものを四種といたしておるのであります。元請をす

ることが原則でございしますが、場合によつてはその一部を下請にまわすことができるのでございまして、全部を下請にまわすことは禁ぜられておるのであります。

○山口(文)委員 今の答弁で、私はこの規定とは逆に思ふのです。その一部をみずから行ふことになりまして、十六條では規定されておりましたが、実際にはたとえ百トンの中の十トンだけ自分の方でやる、あとの九十トンはこれは他にまわしてもいい、こういうことに解するのですが、かえつて大つびらに下請をせしめることになりまして、かえつてそのことによつて実質的には料金の低下の原因をなす、こういうふうになり、業者の濫立を激発するような競争を起す結果を招来するのではないかと考へておられます。

○黒田政府委員 相当量をみずから行ひましても、ここで一部という表現を使つておるのでございしますが、この一部を今回の改正によりまして、省令ではつきりきめたい、そういうつもりでおります。

○山口(文)委員 これは特に望んでおきますことは、省令でもつて適切な措置を講じていただくように希望いたします。それでしかしこの第一條のかかることでは——さらに省令ではつきりするといふことではございしますが、第一條の目的である秩序維持と公正なる競争の確保は、こういうことがあつては望めないのではないかと考へておられます。また法改正後省令でやられるといふのであります。これについては私

は、荷主にそういうことのないよう

に、事実があれば報告するような措置をとりたいと思ひます。
○山口(文)委員 公示料金のことについて申されたのであります。それが、これは現行公示料金につきましては、これはお説の通りでございしますが、その公示料金はわが国だけではないと考へておられます。内外の船主やあるいは大手筋の荷主等から、切下げを業者に対して半強制的に要求したりするようなことがありまるといふことを仄聞するのであります。もしかやうなことがあるとすれば、その対策はどうするおつもりであるか。もし事実ありとすれば、現行公示料金の違反であることは、当然であります。が、当局者としてそれに対してどのような措置をとられるか、これをお伺ひいたします。

○山口(文)委員 今日港灣が非常に混乱をしておつて、何とかしなければいけないといふことは私も常々考へておつたのであります。私はこの法案を出されました提案者に対しては敬意を表します。けれども今のうらみをお答えに行きますと、聞かなければ見ぬふりをするといふうらみは見て見ぬふりではないか、私はどうもその点に疑念を持つておられます。もう少し明快に御答弁をお願いいたします。

○黒田政府委員 そういふ切下げの事実がございしましたら、荷主に勧告して、そういうことのないような措置をとります。またお運送業者が、みづから進んでそういううらみをやめる場合には、登録を停止するといふうらみも講ぜられます。

うしてほとんど一部をさいて、実質的にはさやをとつて行く、このようなことを極力防がなければならぬ。今の御意思のあるところはわかりました。その考へておられます内容は、本日でなくもいつころですか、御無理でしょうか、あとでお答えを願いたいと思ひます。提案者としてどのくらいお考へになつておられますか。

○岡本委員 この点につきましては、いろいろ政府の意見も実は伺つたわけでありましたが、業界の現状を考へますと、初めから無理のない行き方をしなければやはり不自然になりますし、当分は現行法の解釈と同じように一単位作業量というごとくして、大体その範囲は取扱ひ貨物量、各港の事情、あるいは船型、作業の種類、性質等によりまして具体的に判断しまして、船内荷役ならば一ハッチ分、本船からはしけとり、回漕の場合も同様に考へる。沿岸荷役については一ギヤングの作業というような程度に考へよう、こういうことでありましたので、そんなことが大体実情から言へばよからうということ、こういうことになつたのであります。

○山口(文)委員 了解をいたしました。次に第三十一条の運輸審議会の問題についてであります。三十一条によつて、港灣に関する諸種の諮問を運輸大臣は運輸審議会にするようになつてゐるが、私は港灣の特殊事情より見て、むしろ広く港灣関係に直接の関係のない人で、港灣に対する深い理解を持つ有識者を集めまして、そして港灣審議会というふうなものをつくつて、ここで適切な措置をするようにいたした方が、港灣行政上妥当ではないかと

思ひますが、その点について立案者は考へになりましたかどうか、ひとつ承りたいと思ひます。

○岡本委員 この点につきましてはいろいろ経験を経たのでありますが、さらによい結論を得なかつたために、このままにいたしたのであります。なお政府から、将来の考へ方につきましては一種の考へがあると思ひますので、答弁していただきます。

○黒田政務委員 運輸審議会におきましては、いろいろ専門家が入つております。たとえば海運の専門家、陸運の専門家、法律の専門家、あるいは海運の専門家といひましても港灣に相当な学識経験を持つておられる方も入つておられますので、一応こういうふうな構想で進んでおるのであります。

○山口(文)委員 私はこれについては当局に再考をお願いしておきたいのですが、今さしあたり、とつきにこの法律をつくるという立場で行きますと御無理かとも存じますけれども、しかし日本の港灣の将来の発展と秩序維持、このようなことにつきましては、やはり運輸審議会では適当とも私は考へられないのです。しかも運輸審議会は將來きわめて広汎にわたつてその業務を担当することになると思ひますので、従つて私はぜひともこの港灣審議会につきましては十分に考慮をいたさなさいと思ひます。

それから次にこの港灣の一番重要な点に關してであります。私はこの法案を一読いたしました。一番重要と思われまふ点は、第三十三條にあると存じます。この木船運送に關する特例については、実はこの法の改正はここに一番重要な問題がひそんでおると思ひ

で、なぜこのような条項を入れたのか、その経緯をひとつ承りたいと存じます。

○黒田政務委員 港灣運送事業法が成立いたしました後に、木船運送法ができた關係等もございまして、港灣の中におきますいろいろの機帆船の運送が、木船運送法によつていろいろの制約なり監督を受けておつたのですが、その木船運送法との調整をとる必要がございまして、たとえば港灣運送事業法では従前ははしけ輸送だけを考へておつたのでございまして、港内におきまして陸から陸へ機帆船で運ぶような場合もございまして、それから本船から機帆船で陸へ運ぶような場合が、そうたくさんはないのでありますが、開々ありますので、これは港灣運送事業法によつて指導監督して行く方がいいのではないかと、その調整を考へたわけでございます。

○山口(文)委員 そが私はどうも納得の行かないところでありまして、現在の港灣はあまりにも同種小企業が濫立を以て、そうして港灣の秩序を維持し、適正なる料金のもとに業者間の正当な競争をさせる、これが健全なる港灣運送を確立する根本になるのであります。本法の趣旨も私はそこにあると考へるのであります。そういういたしますと、このような趣旨に基いて行われまふこの港灣運送法が、この三十三條の三によつてまかつたその趣旨が反対の結果となり、この特例によつて今までできなかった港灣運送を、新たに木船業者に割込ませるといふ結果になるのであります。これは港の秩序を守り、公正な公示料金のもとに業者のサービス等によりまして、正当な競争

をすることによつて港灣の秩序を維持しようといふこととまかつた相反して来る。今まではそういうふうな機帆船等によつての港内運送ができたのであります。それを新たにさせることになるのでありますから、私はこのこと自体がまかつた何か変な規定に解されるので、私はこの点を十分にお伺ひをしたいと思います。

○黒田政府委員 木船運送法というものがございまして、御質問の趣旨とは全然逆でございまして、今まで木船運送法によつて港灣の港運事業が荒されておつたのでございまして、港灣運送事業法によらず、木船運送法によつて、機帆船で陸から陸あるいは本船から沿岸に、かつてな利率によつて運んでおつたのであります。それで困るので、登録は木船運送法の方でやつておるから免除はするけれども、いろいろの料金なりその他の制約は、港灣運送事業法の網にかけようということ、この三十三條の三項が記載されておるわけでありまして。

○山口(文)委員 私はさらにあとでこれは質問をいたしますが、この条項は在来からある港灣運送事業者や陸運業者も反対をしたといふことは聞いておられますが、何ゆゑにこのような条文を挿入しなければならなかつたかということについては、なほ今の答弁においても私は非常な疑問を突は持つのであります。なぜかと申しますと、今答弁をなさいましたように、実際には港灣が木船の輸送によつて荒される。だから港灣業者というものを何かの法によつて、すつきりした形で保護しなければならぬといふような声が高まつて、そしてこういう港灣運送法ができて、

おの／＼その運送に對しての分野を明らかにかいたしたのが、私は港灣運送法であろうと存じます。しかるにこれを讀みますと、また前にもどることに実はなるという懸念を多分に持つのであります。しかも木船業者がこのような運送を行う場合にも、当然この法律の要件というものを満たしていなければならぬにもかからず、この三十三條の三の二項によりまして、こういうことに実はなつておるのであります。

「前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の『その』というものは港灣運送のことだと解釈いたします。『事業の開始の日から三十日以内、運輸省令の定める手続により、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。』」

「『その』ということになつておる。これは裏を返しますと、業者は仕事を始めておるのです。そうしてその三十日間、大臣の許可を得なくてもやれるわけです。そうすると三十日間もすれば、大体の荷役というものは済んでしまふ。その時分に、運輸大臣のいわけの省令の定める手続によつて、大臣に届出のものが届けられれば、そういう結果になりますから、そういういかぬと言われてはならぬ。またその次に、今度は届け出たおるのだ、こういうことでやればよいということになりまして、木船業者は、まづたく底抜けの混乱ぶりを呈すると思ひます。この点につきましては、こういうふうな理由がありますから、非常に反対をされておつたといふことを私は聞くのであります。私も実際にこの結果をすなおに見ますと、非常に私はその点を憂へるのであります。むしろ正当な港灣運送者の荷のあると

きには、適時適所で荷物をとつてしまふ、そうして運送できるというはなほだしい矛盾を、私はこの条文に感ずるのであります。すべて先ほど申しましたように、非常に事務的な質問にとどめまして、御努力に感謝をいたすのでありますけれども、しかし私はこの三十三条の問題につきましては、十分に質疑をして、事務的にも、あるいは立案者の御意思からも、納得の行く御説明をいただき、かつこれらの条文があるがゆえをもつて、港が混乱に陥るようなことのないようにすると同時に、港灣業者に対して、将来この条文があるために非常な苦境に陥るようなことがあつてはならない、やはり既存の業者を保護しつつ、港の秩序を維持して参りたい、このように私は考えますので、特に御質問を申し上げる次第でございます。

○岡本委員、ただいまの御質問に対しまして、一応立法者の考えておりますことを申し上げ、さらに補充すべき点は、現行の運用の責任者たる政府にも、これを説明していただくことにいたしましたと思ひます。この条文は、平たく申し上げますと、大体登録は免除するけれども、三十三条の第三項によりまして、全部の下請禁止をする、それから検査もできる、さらにまた営業の停止処分もやるといふように、いろいろのそういうような規定を定めておるのであります。そこで実際問題として、秩序を乱すような者は、大体は取締をすることができると考えます。ただこの登録基準が一ぱい船主等に適用されませんから、そういう点でまた疑問が起るわけでありまして、実際に適用されないのは、陸と陸との間

の場合と、港灣業者の下請として本船接統の回漕を行う場合、この二つだけであると考えます。そこで実際上これらの場合には、基準をつくるにしても、実は機帆船一隻で十分というところでありますから、登録適用の有無によつて相違は来さない。そこでどうなるかと申しますと、ここで機帆船に対する一つの考え方がありますが、機帆船業者は大部分木船業法によつて律せられますが、こういうような場合に問題が起す船は一ぱい船主でありまして、従来行つておつた事業をやめなければならぬような場合に、一番かわいそうなることなる問題が起るだろうと思ひます。そこでこういう点から見ますと、単なる一ぱい船主でありまして、も大きな社会問題になりますし、やはりそういうものが法律上、さつき申し上げました二つの場合には許されるということにはなならない。二つの場合のみでございます。実際上におきましては、業者がお互いに協調しなして、不都合な結果が起らないようにやつて行くこともできるでありまして、うし、また監督官庁としまして、海運当局はこの三十三条の三項というふうないろ／＼の条文にありまして、監督もしなくてはならない、また荷主側にも警告を發するといふようにして、秩序を正當の道に保つて行く、かようにしてもらいたいという気持ちなのでございます。なお足りないところは、港灣当局から説明していただきます。

機帆船が陸から陸、あるいは本船から陸にいろ／＼な貨物を運ぶ場合はやむを得ないとしても、港灣運送事業法によるいろ／＼な制約を受けるようではなれば、先ほど申しましたように、料金等のいろ／＼な問題があるので、非常に困るから何とかしてくれという問題が起きたのでございます。そこで私も機帆船業者にいろ／＼呼びかけをやつて、現地の事情を聞いてみたところが、機帆船の方はなか／＼自分たちの都合のいいようなことを言つておりました。結局は港灣運送事業の健全な発達になるのだから、それでは港内だけは、機帆船で一部を運ぶ場合でも、港灣運送事業法によるいろ／＼な法律の制約を受けようといふことで、協議が成り立つたのでございます。もと／＼機帆船業者は、こういう港灣事業法によつていろ／＼な指導を受けることを当初は期待しておられなかつたのでございますが、港灣運送事業法の趣旨をよく説明いたしまして、港内における機帆船の陸なり、あるいは本船、沿岸の輸送については御協力しなすようといふことで、話が成立したのでございます。

○山口(文)委員、私はまだ事務的の質問はあるのですけれども、大体の骨子はわかりましたので、提案者に対しての質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○關内委員長、残余の質問は次会に議ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後七時二十一分散会

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局